

○総務省令第 号

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十五条第一項及び第二項の規定に基づき、特別交付税に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月 日

総務大臣 高市 早苗

特別交付税に関する省令の一部を改正する省令

特別交付税に関する省令（昭和五十一年自治省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

(道府県に係る十二月分の算定方法)

第二条 各道府県に対して毎年度十二月に交付すべき特別交付税の額は、第一号の額から第二号の額を控除した額(当該額が負数となるときは、零とする。)に第三号の額を加えた額とする。

一 次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額(第八号、第九号、第十二号から第十四号まで、第十七号、第二十一号、第二十二号、第二十四号、第三十六号、第四十八号、第四十九号、第六十一号、第六十四号、第六十八号、第七十号二、第七十一号及び第七十二号に掲げる事項については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数(当該年度前三年度内の各年度の別に基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数(小数点以下二位未満は、四捨五入する。)を合算した数を三で除して得た数(小数点以下二位未満は、四捨五入する。)をいう。以下同じ。)が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数(小数点以下二位未満は、四捨五入する。)を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。)(表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)の合算額

(道府県に係る十二月分の算定方法)

第二条 各道府県に対して毎年度十二月に交付すべき特別交付税の額は、第一号の額から第二号の額を控除した額(当該額が負数となるときは、零とする。)に第三号の額を加えた額とする。

一 次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額(第八号、第九号、第十二号から第十四号まで、第十七号、第二十一号、第二十二号、第二十四号、第三十六号、第四十八号、第四十九号、第六十一号、第六十四号、第六十八号、第七十号二、第七十一号及び第七十二号に掲げる事項については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数(当該年度前三年度内の各年度の別に基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数(小数点以下二位未満は、四捨五入する。)を合算した数を三で除して得た数(小数点以下二位未満は、四捨五入する。)をいう。以下同じ。)が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数(小数点以下二位未満は、四捨五入する。)を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。)(表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)の合算額

事項	算定方法
〔一〕四十一 略	〔略〕
四十二 家畜伝染病対策に要する経費があること。	次の各号によつて算定した額の合算額とする。 一 当該年度の十月三十一日までに発生した口蹄疫、伝達性海綿状脳症、 豚コレラ 、高病原性鳥インフルエンザ等のため家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)に基づき国の負担金又は補助金等を受けて実施する疾病まん延防止対策等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額 二 当該年度の十月三十一日までに発生した口蹄疫、伝達性海綿状脳症、 豚コレラ 、高病原性鳥インフルエンザ等のため前号の対策に関連して実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策、農家支援対策等に要する経費(前号に定める経費を除く。)のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額
〔四十三〕七十 二 略	〔略〕

事項	算定方法
〔一〕四十一 同上	〔同上〕
四十二 家畜伝染病対策に要する経費があること。	次の各号によつて算定した額の合算額とする。 一 当該年度の十月三十一日までに発生した口蹄疫、伝達性海綿状脳症、 豚コレラ 、高病原性鳥インフルエンザ等のため家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)に基づき国の負担金又は補助金等を受けて実施する疾病まん延防止対策等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額 二 当該年度の十月三十一日までに発生した口蹄疫、伝達性海綿状脳症、 豚コレラ 、高病原性鳥インフルエンザ等のため前号の対策に関連して実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策、農家支援対策等に要する経費(前号に定める経費を除く。)のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額
〔四十三〕七十 二 同上	〔同上〕

〔一・三 略〕
〔二 略〕
〔四十三 略〕

〔一・三 同上〕
〔二 同上〕
〔四十三 同上〕

(市町村に係る十二月分の算定方法)

第三条 各市町村に対して毎年度十二月に交付すべき特別交付税の額は、第一号の額及び第六号の額の合算額に、第三号の額から第四号の額を控除した額(当該額が負数となるときは、零とする。)と第二号の額の合算額から第五号の額を控除した額(当該額が負数となるときは、零とする。)を加えた額とする。

一 次に掲げる額の合算額

イ 次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定の方法によつて算定した額(表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)の合算額

事項 算定方法

〔一〕三 略

〔略〕

四 家畜伝染病 次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一 当該年度の十月三十一日までに発生した口蹄疫、伝達性海線状脳症、**豚熱**、高病原性鳥インフルエンザ等のため家畜伝染病予防法に基づき道府県が実施する対策に関連して国の補助金等を受けて実施する疾病まん延防止対策等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二 当該年度の十月三十一日までに発生した口蹄疫、伝達性海線状脳症、**豚熱**、高病原性鳥インフルエンザ等のため前号の対策に関連して実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策、農家支援対策等に要する経費(前号に定める経費を除く。)のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

〔五〕八 略

〔略〕

〔略〕

〔口 略〕

〔一〕六 略

〔二〕六 略

(道府県に係る三月分の算定方法)

第四条 各道府県に対して毎年度三月に交付すべき特別交付税の額は、第一号の額及び第二号の額の合算額から第三号の額及び第四号の額の合算額を控除した額とする。

一 次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額

(第十四号、第十九号、**第二十六号**、**第二十七号**、**第三十号**、**第四十二号**、**第四十九号**、**第五十三号**から**第五十五号**まで、**第五十七号**、**第五十八号**、**第五十九号**一、**第六十二号**から**第六十六号**まで、**第七十一号**、**七十二号**、**第七十六号**から**第七十八号**まで、**第八十号**及び**第八十二号**から**第八十五号**までに掲げる事項については、これらの規定によつて算定した額に、

財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあ

(市町村に係る十二月分の算定方法)

第三条 各市町村に対して毎年度十二月に交付すべき特別交付税の額は、第一号の額及び第六号の額の合算額に、第三号の額から第四号の額を控除した額(当該額が負数となるときは、零とする。)と第二号の額の合算額から第五号の額を控除した額(当該額が負数となるときは、零とする。)を加えた額とする。

一 次に掲げる額の合算額

イ 次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定の方法によつて算定した額(表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)の合算額

事項 算定方法

〔一〕三 同上

〔同上〕

四 家畜伝染病 次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一 当該年度の十月三十一日までに発生した口蹄疫、伝達性海線状脳症、**豚コレラ**、高病原性鳥インフルエンザ等のため家畜伝染病予防法に基づき道府県が実施する対策に関連して国の補助金等を受けて実施する疾病まん延防止対策等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二 当該年度の十月三十一日までに発生した口蹄疫、伝達性海線状脳症、**豚コレラ**、高病原性鳥インフルエンザ等のため前号の対策に関連して実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策、農家支援対策等に要する経費(前号に定める経費を除く。)のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

〔五〕八 同上

〔同上〕

〔口 同上〕

〔一〕六 同上

〔二〕六 同上

(道府県に係る三月分の算定方法)

第四条 各道府県に対して毎年度三月に交付すべき特別交付税の額は、第一号の額及び第二号の額の合算額から第三号の額及び第四号の額の合算額を控除した額とする。

一 次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額

(第十四号、第十九号、**第二十七号**、**第二十八号**、**第三十一号**、**第四十三号**、**第五十号**、**第五十四号**から**第五十六号**まで、**第五十八号**、**第五十九号**、**第六十三号**から**第六十七号**まで、**第七十二号**、**第七十三号**、**第七十七号**、**第七十八号**、**第八十号**及び**第八十二号**から**第八十四号**までに掲げる事項については、これらの規定によつて算定した額に、

財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から

つては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

事項	算定方法						
一 災害による 財政需要の増加又は財政収入の減少があること。	次の各号によつて算定した額の合算額とする。 一 当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した災害（火災を除く。）について、 第二条第一項第一号の表第四号に規定する算定方法に準じて算定した額 二 前年度の十二月三十一日までに発生した災害（火災を除く。）について、 総務大臣が調査した次の表の上欄に掲げる項目ごとの数値（前年度の一月一日以降に生じたものに限る。）で前年度までの特別交付税の算定の基礎に算入されなかった数値にそれぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額						
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="853 387 925 645">項目</th> <th data-bbox="754 387 853 645">額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="774 387 853 645">死者及び行方不明者の数</td> <td data-bbox="754 387 853 645">八七五、〇〇〇円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="746 387 774 645">障害者の数</td> <td data-bbox="754 387 774 645">四三七、五〇〇円</td> </tr> </tbody> </table>	項目	額	死者及び行方不明者の数	八七五、〇〇〇円	障害者の数	四三七、五〇〇円	次各号によつて算定した額の合算額とする。 一 当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した干害、冷害、凍霜害、ひょう害等について、 第二条第一項第一号の表第十号に規定する算定方法に準じて算定した額 二 国の補助金を受けて施行する干害応急事業の実施に要する経費のうち、当該年度において当該道府県が負担すべき額に〇・七を乗じて得た額 合併特例法第三条の規定に基づいて設置された法定の合併協議会を構成する市町村の数に三、〇〇〇、〇〇〇円を乗じて得た額とする。
項目	額						
死者及び行方不明者の数	八七五、〇〇〇円						
障害者の数	四三七、五〇〇円						
二 干害、冷害、凍霜害、ひょう害等による特別の財政需要があること。 三 市町村の合併の促進に要する経費があること。 四 予防接種による健康被害の救済措置に要する経費があること。	予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十五条第一項の規定に基づいて市町村長が行う予防接種による健康被害の救済措置に要する経費について、当該道府県が負担すべき額（当該年度の十二月三十一日までに、同項の規定による厚生労働大臣の認定がなされた健康被害に係る当該年度の負担額に前年度の一月一日以降にこれらの規定による厚生労働大臣の認定がなされた健康被害に係る前年度の負担額を合算した額）とする。						
五 前年度分の	前年度分の災害復旧事業等及び自然災害防止事業に要する経費の財源に充						

事項	算定方法
一 災害による 財政需要の増加又は財政収入の減少があること。	当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した災害について、 第二条第一項第一号の表第四号に規定する算定方法に準じて算定した額 とする。
二 干害、冷害、凍霜害、ひょう害等による特別の財政需要があること。 三 市町村の合併の促進に要する経費があること。 四 予防接種による健康被害の救済措置に要する経費があること。	次の各号によつて算定した額の合算額とする。 一 当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した干害、冷害、凍霜害、ひょう害等について、 第二条第一項第一号の表第十号に規定する算定方法に準じて算定した額 二 国の補助金を受けて施行する干害応急事業の実施に要する経費のうち、当該年度において当該道府県が負担すべき額に〇・七を乗じて得た額 合併特例法第三条の規定に基づいて設置された法定の合併協議会を構成する市町村の数に三、〇〇〇、〇〇〇円を乗じて得た額とする。
五 前年度分の	前年度分の災害復旧事業等及び自然災害防止事業に要する経費の財源に充

災害復旧事業等及び自然災害防止事業に要する経費の財源に充てるため当該年度の十一月一日以降において借り入れた地方債又は当該年度の十一月一日以降において借り入れた地方債又は当該年度の十一月一日以降において借り入れた地方債の元利償還金について、第二条第一項第一号の表第六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

六 活動火山対策に要する経費があること。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

$$A \times 0.8 + B \times 0.5$$

算式の符号

A 国の補助金を受けて施行する活動火山対策事業に要する経費から当該国の補助金、地方債その他の特定財源の額を控除した額（当該事業に要する経費に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金を含む。）

B 当該年度において単独事業として実施する活動火山対策事業に要する経費から地方債その他の特定財源の額を控除した額（当該事業に要する経費に充てるため借り入れた地方債（緊急防災・減災事業債を除く。）の当該年度における元利償還金を含む。）

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一 国の補助金を受けて施行するはぶ咬症の予防事業に要する経費のうち、当該年度において道府県が負担すべき額として総務大臣が調査した額

二 前号に掲げる疾病について当該年度において単独事業として実施する予防事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

七 特定の疾病対策に要する経費があること。

災害復旧事業等及び自然災害防止事業に要する経費の財源に充てるため当該年度の十一月一日以降において借り入れた地方債又は当該年度の十一月一日以降において借り入れた地方債の元利償還金について、第二条第一項第一号の表第六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

六 活動火山対策に要する経費があること。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

$$A \times 0.8 + B \times 0.5$$

算式の符号

A 国の補助金を受けて施行する活動火山対策事業に要する経費から当該国の補助金、地方債その他の特定財源の額を控除した額（当該事業に要する経費に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金を含む。）

B 当該年度において単独事業として実施する活動火山対策事業に要する経費から地方債その他の特定財源の額を控除した額（当該事業に要する経費に充てるため借り入れた地方債（緊急防災・減災事業債を除く。）の当該年度における元利償還金を含む。）

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一 国の補助金を受けて施行するはぶ咬症の予防事業に要する経費のうち、当該年度において道府県が負担すべき額として総務大臣が調査した額

二 前号に掲げる疾病について当該年度において単独事業として実施する予防事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

七 特定の疾病対策に要する経費があること。

<p>八 鉄道災害復旧事業に要する経費があること。</p>	<p>三 第一号に掲げる疾病以外の特定の疾病について当該年度において単独事業として実施する予防事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額</p> <p>鉄道軌道整備法（昭和二十八年法律第六十九号）第八条第四項及び第五項の規定に基づき国が補助金を交付する鉄道事業者に対して、道府県が国と協調して当該年度において交付する補助金の額に〇・五を乗じて得た額とする。</p>
<p>九 特別支援学校等の経常費助成に要する経費があること。</p>	<p>次の各号によつて算定した額の合算額とする。</p> <p>一 特別支援学校に対する経常費助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額</p> <p>二 特別支援学級に対する経常費助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額</p> <p>三 障害児幼稚園に対する経常費助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額</p> <p>四 過疎地域内の私立高等学校に対する経常費助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額</p>
<p>十 地方バス路線の運行維持に要する経費があること。</p>	<p>地方バス路線の運行維持に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額から、当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が地方バス路線の運行維持に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。</p>
<p>十一 離島航空路線の運行維持に要する経費があること。</p>	<p>離島航空路線の運行維持に要する経費として、道府県が当該年度において負担する額のうち、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。</p>
<p>十二 不法に処分された産業廃棄物に係る原状回復に要する経費があること。</p>	<p>産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十九条の八の規定による産業廃棄物が不法に処分された場合における原状回復に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。</p>
<p>十三 個別外部監査契約に基づく監査に要する経費があること。</p>	<p>地方自治法第二百五十二条の二十七第三項に規定する個別外部監査契約（健全化法第二十六条第一項の規定に基づき締結されるものを含む。以下同じ。）を締結した道府県が当該契約の相手方に支払うこととされている当該契約に基づく監査に要する経費として総務大臣が調査した額（一の契約に係る額が、一〇、一〇〇、〇〇〇円を超えるときは、その額を一〇、一〇〇、〇〇〇円として算定する。）とする。ただし、当該契約を締結した一部事務組合等又は</p>

<p>八 鉄道災害復旧事業に要する経費があること。</p>	<p>三 第一号に掲げる疾病以外の特定の疾病について当該年度において単独事業として実施する予防事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額</p> <p>鉄道軌道整備法（昭和二十八年法律第六十九号）第八条第四項及び第五項の規定に基づき国が補助金を交付する鉄道事業者に対して、道府県が国と協調して当該年度において交付する補助金の額に〇・五を乗じて得た額とする。</p>
<p>九 特別支援学校等の経常費助成に要する経費があること。</p>	<p>次の各号によつて算定した額の合算額とする。</p> <p>一 特別支援学校に対する経常費助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額</p> <p>二 特別支援学級に対する経常費助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額</p> <p>三 障害児幼稚園に対する経常費助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額</p> <p>四 過疎地域内の私立高等学校に対する経常費助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額</p>
<p>十 地方バス路線の運行維持に要する経費があること。</p>	<p>地方バス路線の運行維持に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額から、当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が地方バス路線の運行維持に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。</p>
<p>十一 離島航空路線の運行維持に要する経費があること。</p>	<p>離島航空路線の運行維持に要する経費として、道府県が当該年度において負担する額のうち、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。</p>
<p>十二 不法に処分された産業廃棄物に係る原状回復に要する経費があること。</p>	<p>産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十九条の八の規定による産業廃棄物が不法に処分された場合における原状回復に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。</p>
<p>十三 個別外部監査契約に基づく監査に要する経費があること。</p>	<p>地方自治法第二百五十二条の二十七第三項に規定する個別外部監査契約（健全化法第二十六条第一項の規定に基づき締結されるものを含む。以下同じ。）を締結した道府県が当該契約の相手方に支払うこととされている当該契約に基づく監査に要する経費として総務大臣が調査した額（一の契約に係る額が、一〇、一〇〇、〇〇〇円を超えるときは、その額を一〇、一〇〇、〇〇〇円として算定する。）とする。ただし、当該契約を締結した一部事務組合等又は</p>

<p>十六 被災地域の応援等に要する経費があること。</p> <p>十七 病院事業の再編等の実施に伴う除却等に要する経費があること。</p> <p>十八 満三歳児の私立幼稚園への入園に係る私立学校に対する助成に要する経費があること。</p> <p>十九 浄化槽設置整備事業に要する経費があること。</p> <p>二十 鉱害対策に要する経費があること。</p> <p>〔削る〕</p>	<p>十六 被災地域 当該年度において災害により被害を受けた都道府県又は市町村の要請等により行つた被災地域の応援等に要する経費（第二条第一項第一号の表第四十七号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）について、同号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p> <p>十七 病院事業 医療提供体制の見直しを行うための計画に基づく病院事業の再編等の実施に伴い不要となる病棟その他の施設の除却等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。</p> <p>十八 満三歳児の私立幼稚園への入園に係る私立学校に対する助成に要する経費があること。 次の算式によつて算定した額とする。 算式 $A \times 166,400円$ 算式の符号 A 当該年度中に満三歳に達することにより私立幼稚園に入園する幼児の数として総務大臣が調査した数</p> <p>十九 浄化槽設置整備事業に要する経費があること。 次の各号によつて算定した額の合算額とする。 一 市町村が国から補助金又は交付金の交付を受けて実施する浄化槽設置整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額 二 市町村が国から補助金又は交付金の交付を受けずに単独事業として実施する浄化槽設置整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に三分の二を乗じて得た額に〇・八を乗じて得た額</p> <p>二十 鉱害対策に要する経費があること。 次の各号によつて算定した額の合算額とする。 一 国の補助金を受けて施行する休廃止鉱山鉱害防止工事、小規模公害防除対策事業及び公害防除特別土地改良事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額 二 国の補助金を受けて施行する前号以外の鉱害対策事業及び単独事業として施行する鉱害対策事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額</p>
<p>十六 被災地域の応援等に要する経費があること。</p> <p>十七 病院事業の再編等の実施に伴う除却等に要する経費があること。</p> <p>十八 満三歳児の私立幼稚園への入園に係る私立学校に対する助成に要する経費があること。</p> <p>十九 浄化槽設置整備事業に要する経費があること。</p> <p>二十 鉱害対策に要する経費があること。</p> <p>二十一 軽油引取税に関する犯罪事件の調査に要する経費があること。</p>	<p>十六 被災地域 当該年度において災害により被害を受けた都道府県又は市町村の要請等により行つた被災地域の応援等に要する経費（第二条第一項第一号の表第四十九号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）について、同号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p> <p>十七 病院事業 医療提供体制の見直しを行うための計画に基づく病院事業の再編等の実施に伴い不要となる病棟その他の施設の除却等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。</p> <p>十八 満三歳児の私立幼稚園への入園に係る私立学校に対する助成に要する経費があること。 次の算式によつて算定した額とする。 算式 $A \times 164,100円$ 算式の符号 A 当該年度中に満三歳に達することにより私立幼稚園に入園する幼児の数として総務大臣が調査した数</p> <p>十九 浄化槽設置整備事業に要する経費があること。 次の各号によつて算定した額の合算額とする。 一 市町村が国から補助金又は交付金の交付を受けて実施する浄化槽設置整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額 二 市町村が国から補助金又は交付金の交付を受けずに単独事業として実施する浄化槽設置整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に三分の二を乗じて得た額に〇・八を乗じて得た額</p> <p>二十 鉱害対策に要する経費があること。 次の各号によつて算定した額の合算額とする。 一 国の補助金を受けて施行する休廃止鉱山鉱害防止工事、小規模公害防除対策事業及び公害防除特別土地改良事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額 二 国の補助金を受けて施行する前号以外の鉱害対策事業及び単独事業として施行する鉱害対策事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額</p> <p>二十一 軽油引取税に関する犯罪事件の調査に要する経費があること。 前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間に公訴の提起があつた軽油引取税に関する犯罪事件について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。 一 告発をした道府県 五、〇〇〇、〇〇〇円 二 告発をした道府県から囑託を受け、又は当該道府県と共同して犯罪事件の調査を行つた道府県 一、〇〇〇、〇〇〇円</p>

二十一 座礁外国船舶の油除に要する経費があること。
外国船舶の座礁等により排出された油（船舶油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第二条第三号に規定する油のうち、船舶の運航のために燃料として用いられるものに限る。）を防除するために当該道府県が負担した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

二十二 家畜伝染病対策に要する経費があること。
次の各号によつて算定した額の合算額とする。
一 当該年度において口蹄疫、伝達性海綿状脳症、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等のため家畜伝染病予防法に基づき国の負担金又は補助金等を受けて実施する疾病まん延防止対策等に要する経費（第二条第一項第一号の表第四十二号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二 当該年度において口蹄疫、伝達性海綿状脳症、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等のため前号の対策に関連して実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策、農家支援対策等に要する経費（第二条第一項第一号の表第四十二号において特別交付税の算定の基礎となつた経費及び前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二十三 被災水産業者対策に要する経費があること。
前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間に当該道府県が行う災害による被害を受けた水産業者に対する利子補給に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

二十四 災害拠点病院等が災害時における救急医療のために要する経費があること。
災害拠点病院又は救急告示病院が災害時における救急医療のために行う診療用具、診療材料、医薬品、水及び食料（通常の診療に必要な診療用具、診療材料、医薬品、水及び食料を上回るものに限る。）の備蓄に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・六を乗じて得た額とする。

二十五 病院内保育所の運営に要する経費があること。
病院内保育所の運営に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・六を乗じて得た額とする。

二十六 救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成十九年法律第三十三号）第二条に規定する救急医療用ヘリコプターの運航等に要する経費があること。
救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成十九年法律第三十三号）第二条に規定する救急医療用ヘリコプターの運航等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

二十二 座礁外国船舶の油除に要する経費があること。
外国船舶の座礁等により排出された油（船舶油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第二条第三号に規定する油のうち、船舶の運航のために燃料として用いられるものに限る。）を防除するために当該道府県が負担した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

二十三 家畜伝染病対策に要する経費があること。
次の各号によつて算定した額の合算額とする。
一 当該年度において口蹄疫、伝達性海綿状脳症、豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ等のため家畜伝染病予防法に基づき国の負担金又は補助金等を受けて実施する疾病まん延防止対策等に要する経費（第二条第一項第一号の表第四十四号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二 当該年度において口蹄疫、伝達性海綿状脳症、豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ等のため前号の対策に関連して実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策、農家支援対策等に要する経費（第二条第一項第一号の表第四十四号において特別交付税の算定の基礎となつた経費及び前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二十四 被災水産業者対策に要する経費があること。
前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間に当該道府県が行う災害による被害を受けた水産業者に対する利子補給に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

二十五 災害拠点病院等が災害時における救急医療のために要する経費があること。
災害拠点病院又は救急告示病院が災害時における救急医療のために行う診療用具、診療材料、医薬品、水及び食料（通常の診療に必要な診療用具、診療材料、医薬品、水及び食料を上回るものに限る。）の備蓄に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・六を乗じて得た額とする。

二十六 病院内保育所の運営に要する経費があること。
病院内保育所の運営に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・六を乗じて得た額とする。

二十七 救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成十九年法律第三十三号）第二条に規定する救急医療用ヘリコプターの運航等に要する経費があること。
救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成十九年法律第三十三号）第二条に規定する救急医療用ヘリコプターの運航等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

<p>二十七 耐震改修事業に要する経費があること。</p> <p>二十八 アスベスト改修事業に要する経費があること。</p> <p>二十九 集落対策に要する経費があること。</p> <p>三十 携帯電話等エリア整備事業に要する経費があること。</p> <p>三十一 地域おこし協力隊員の設置等に要する経費があること。</p> <p>三十二 指定暴力団対策に要する経費があること。</p> <p>三十三 コイヘルペスウイルス病対策に要する経費があること。</p>	<p>国の補助を受けて実施する耐震改修事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（民間の要緊急安全確認大規模建築物（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）附則第三条第一項に規定する要緊急安全確認大規模建築物をいう。）のうち防災拠点として道府県が指定したものに對する耐震改修に要する経費にあつては〇・七）を乗じて得た額とする。</p> <p>国の補助を受けて実施するアスベスト改修事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。</p> <p>集落支援員の設置、集落の現状把握その他の集落についての点検及び集落のあり方その他の事項について検討を行うための話し合いに要する経費のうち、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額とする。</p> <p>国の補助を受けて実施する携帯電話等エリア整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は当該事業に係る標準的な経費として総務大臣が算定した額のうちいずれか少ない額に〇・五を乗じて得た額とする。</p> <p>地域おこし協力隊員の設置及び地域おこし協力隊員が行う地域協力活動並びに地域おこし協力隊員等による起業又は事業承継に要する経費のうち、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額とする。</p> <p>指定暴力団対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。</p> <p>次の各号によつて算定した額の合算額とする。</p> <p>一 当該年度においてコイヘルペスウイルス病のため持続的養殖生産確保法に基づき国の補助金等を受けて実施する疾病まん延防止対策等に要する経費（第二条第一項第一号の表第四十三号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額</p> <p>二 当該年度においてコイヘルペスウイルス病のため前号の対策に関連して実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策、養殖業者支援対策等に要する経費（第二条第一項第一号の表第四十三号において特別交付税の算定の基礎となつた経費及び前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算</p>	<p>二十八 耐震改修事業に要する経費があること。</p> <p>二十九 アスベスト改修事業に要する経費があること。</p> <p>三十 集落対策に要する経費があること。</p> <p>三十一 携帯電話等エリア整備事業に要する経費があること。</p> <p>三十二 地域おこし協力隊員の設置等に要する経費があること。</p> <p>三十三 指定暴力団対策に要する経費があること。</p> <p>三十四 コイヘルペスウイルス病対策に要する経費があること。</p>	<p>国の補助を受けて実施する耐震改修事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（民間の要緊急安全確認大規模建築物（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）附則第三条第一項に規定する要緊急安全確認大規模建築物をいう。）のうち防災拠点として道府県が指定したものに對する耐震改修に要する経費にあつては〇・七）を乗じて得た額とする。</p> <p>国の補助を受けて実施するアスベスト改修事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。</p> <p>集落支援員の設置、集落の現状把握その他の集落についての点検及び集落のあり方その他の事項について検討を行うための話し合いに要する経費のうち、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額とする。</p> <p>国の補助を受けて実施する携帯電話等エリア整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は当該事業に係る標準的な経費として総務大臣が算定した額のうちいずれか少ない額に〇・五を乗じて得た額とする。</p> <p>地域おこし協力隊員の設置及び地域おこし協力隊員が行う地域協力活動並びに地域おこし協力隊員等による起業又は事業承継に要する経費のうち、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額とする。</p> <p>指定暴力団対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。</p> <p>次の各号によつて算定した額の合算額とする。</p> <p>一 当該年度においてコイヘルペスウイルス病のため持続的養殖生産確保法に基づき国の補助金等を受けて実施する疾病まん延防止対策等に要する経費（第二条第一項第一号の表第四十五号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額</p> <p>二 当該年度においてコイヘルペスウイルス病のため前号の対策に関連して実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策、養殖業者支援対策等に要する経費（第二条第一項第一号の表第四十五号において特別交付税の算定の基礎となつた経費及び前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算</p>
--	--	--	--

<p>三十四 赤潮対策に要する経費があること。</p>	<p>定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額</p> <p>当該年度において赤潮対策に要する経費（第二条第一項第一号の表第四十四号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。</p> <p>次の各号によつて算定した額の合算額とする。</p> <p>一 不発弾等の処理のために国が交付する交付金（以下「不発弾等処理交付金」という。）を受けて行う事業に要する経費のうち当該道府県が負担すべき額</p> <p>二 不発弾等の処理事業（不発弾等処理交付金を受けて行うものを除く。）に要する経費の額に〇・五を乗じて得た額</p> <p>国の負担金又は補助金等を受けて行う地すべり対策事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が地すべり対策事業に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除して得た額（当該額が負数となるときは、零とする。）に〇・五を乗じて得た額とする。</p> <p>消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第三十五条の五第一項の規定に基づき都道府県が定めた傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準に掲載されている医療機関（救急病院等を定める省令第二条の規定により告示されたものであつて総務大臣が認めたものに限る。以下この号及び次条第一項第三号の表第三十二号において「実施基準掲載医療機関」という。）に對する助成を行う道府県について、次の算式によつて算定した額（複数の実施基準掲載医療機関に助成を行う道府県にあつては、医療機関ごとに次の算式によつて算定した額の合算額）とする。</p> <p>算式</p> $A \times \alpha$ <p>算式の符号</p> <p>A 実施基準掲載医療機関に對する助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は実施基準掲載医療機関が当該年度において救急搬送により受け入れた傷病者数として総務大臣が調査した数に13,000円を乗じて得た額のうちいづれか少ない額（当該額が10,000,000円を超えるときは、10,000,000円とする。）（同一の実施基準掲載医療機関に對して複数の道府県が助成を行っている場合においては、当該道府県の助成の額で按分して得た額とする。）</p> <p>α 1から財政力指数（小数点以下2位未満は、四捨五入する。）を2で除して得た数を控除して得た数（ただし、0.5未満の場合は0.5、0.8を超える場合は0.8とする。）</p>
<p>三十五 不発弾等の処理に要する経費があること。</p>	<p>三十五 赤潮対策に要する経費があること。</p> <p>六号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。</p> <p>次の各号によつて算定した額の合算額とする。</p> <p>一 不発弾等の処理のために国が交付する交付金（以下「不発弾等処理交付金」という。）を受けて行う事業に要する経費のうち当該道府県が負担すべき額</p> <p>二 不発弾等の処理事業（不発弾等処理交付金を受けて行うものを除く。）に要する経費の額に〇・五を乗じて得た額</p> <p>国の負担金又は補助金等を受けて行う地すべり対策事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が地すべり対策事業に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除して得た額（当該額が負数となるときは、零とする。）に〇・五を乗じて得た額とする。</p> <p>消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第三十五条の五第一項の規定に基づき都道府県が定めた傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準に掲載されている医療機関（救急病院等を定める省令第二条の規定により告示されたものであつて総務大臣が認めたものに限る。以下この号及び次条第一項第三号の表第三十二号において「実施基準掲載医療機関」という。）に對する助成を行う道府県について、次の算式によつて算定した額（複数の実施基準掲載医療機関に助成を行う道府県にあつては、医療機関ごとに次の算式によつて算定した額の合算額）とする。</p> <p>算式</p> $A \times \alpha$ <p>算式の符号</p> <p>A 実施基準掲載医療機関に對する助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は実施基準掲載医療機関が当該年度において救急搬送により受け入れた傷病者数として総務大臣が調査した数に13,000円を乗じて得た額のうちいづれか少ない額（当該額が10,000,000円を超えるときは、10,000,000円とする。）（同一の実施基準掲載医療機関に對して複数の道府県が助成を行っている場合においては、当該道府県の助成の額で按分して得た額とする。）</p> <p>α 1から財政力指数（小数点以下2位未満は、四捨五入する。）を2で除して得た数を控除して得た数（ただし、0.5未満の場合は0.5、0.8を超える場合は0.8とする。）</p>
<p>三十六 地すべり対策に要する経費があること。</p>	<p>三十六 不発弾等の処理に要する経費があること。</p> <p>二 不発弾等の処理事業（不発弾等処理交付金を受けて行うものを除く。）に要する経費の額に〇・五を乗じて得た額</p> <p>国の負担金又は補助金等を受けて行う地すべり対策事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が地すべり対策事業に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除して得た額（当該額が負数となるときは、零とする。）に〇・五を乗じて得た額とする。</p> <p>消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第三十五条の五第一項の規定に基づき都道府県が定めた傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準に掲載されている医療機関（救急病院等を定める省令第二条の規定により告示されたものであつて総務大臣が認めたものに限る。以下この号及び次条第一項第三号の表第三十二号において「実施基準掲載医療機関」という。）に對する助成を行う道府県について、次の算式によつて算定した額（複数の実施基準掲載医療機関に助成を行う道府県にあつては、医療機関ごとに次の算式によつて算定した額の合算額）とする。</p> <p>算式</p> $A \times \alpha$ <p>算式の符号</p> <p>A 実施基準掲載医療機関に對する助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は実施基準掲載医療機関が当該年度において救急搬送により受け入れた傷病者数として総務大臣が調査した数に13,000円を乗じて得た額のうちいづれか少ない額（当該額が10,000,000円を超えるときは、10,000,000円とする。）（同一の実施基準掲載医療機関に對して複数の道府県が助成を行っている場合においては、当該道府県の助成の額で按分して得た額とする。）</p> <p>α 1から財政力指数（小数点以下2位未満は、四捨五入する。）を2で除して得た数を控除して得た数（ただし、0.5未満の場合は0.5、0.8を超える場合は0.8とする。）</p>
<p>三十七 傷病者の搬送・受入れに係る実施基準掲載医療機関に對する助成に要する経費があること。</p>	<p>三十七 傷病者の搬送・受入れに係る実施基準掲載医療機関に對する助成に要する経費があること。</p> <p>三十七 傷病者の搬送・受入れに係る実施基準掲載医療機関に對する助成に要する経費があること。</p> <p>三十八 傷病者の搬送・受入れに係る実施基準掲載医療機関に對する助成に要する経費があること。</p> <p>三十八 傷病者の搬送・受入れに係る実施基準掲載医療機関に對する助成に要する経費があること。</p> <p>三十九 傷病者の搬送・受入れに係る実施基準掲載医療機関に對する助成に要する経費があること。</p> <p>三十九 傷病者の搬送・受入れに係る実施基準掲載医療機関に對する助成に要する経費があること。</p> <p>四十 傷病者の搬送・受入れに係る実施基準掲載医療機関に對する助成に要する経費があること。</p> <p>四十 傷病者の搬送・受入れに係る実施基準掲載医療機関に對する助成に要する経費があること。</p>

三十八 災害対応に係る職員派遣の受入れに要する経費があること。

三十九 文化財の災害復旧に要する経費があること。

四十 非常勤職員の公務災害補償に要する経費があること。

四十一 離島高校生修学支援事業に要する経費があること。

四十二 私立専修学校高等課程の授業料減免補助に要する経費があること。

四十三 分娩医療機関のない離島における妊婦の健康診査及び分娩の支援に要する経費があること。

四十四 地域鉄道支援に要する

三十九 災害対応に係る職員派遣の受入れに要する経費があること。

四十 文化財の災害復旧に要する経費があること。

四十一 非常勤職員の公務災害補償に要する経費があること。

四十二 離島高校生修学支援事業に要する経費があること。

四十三 私立専修学校高等課程の授業料減免補助に要する経費があること。

四十四 分娩医療機関のない離島における妊婦の健康診査及び分娩の支援に要する経費があること。

四十五 地域鉄道支援に要する

当該年度において災害復旧等に従事させるため地方自治法第二百五十二条の十七の規定により職員の派遣を受けた道府県について、当該受入れに要する経費（第二条第一項第一号の表第五十四号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

文化財保護法第二条第一項に規定する文化財及び同法第八十二条の規定に基づく条例により指定された文化財の災害復旧に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額から第二条第一項第一号の表第五十五号によつて算定した額を控除した額とする。

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第六十九条の規定に基づく非常勤職員に対する公務災害補償に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

国の補助金を受けて施行する離島高校生修学支援事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

次の各号によつて算定した額のうち、いずれか少ない額とする。

一 一次の算式によつて算定した額

算式

$$A \times 12,800円$$

算式の符号

A 学校基本調査規則によつて調査した当該年度の5月1日現在における当該道府県の区域内の私立専修学校高等課程に在学する生徒の数を当該道府県の区域内の私立専修学校高等課程に在学する生徒の数

二 私立専修学校高等課程の授業料減免補助に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

分娩医療機関のない奄美群島振興開発特別措置法第一条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法第四条第一項に規定する小笠原諸島又は沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第一号に規定する沖繩（以下「離島地域」という。）のうち、分娩医療機関のない地域における妊婦について、当該道府県が地方単独事業として行う健康診査及び分娩の支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

地域住民の生活に必要な輸送の需要に應ずる鉄道又は軌道に係る事業を営む者が行う施設整備への補助に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎と

当該年度において災害復旧等に従事させるため地方自治法第二百五十二条の十七の規定により職員の派遣を受けた道府県について、当該受入れに要する経費（第二条第一項第一号の表第五十六号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

文化財保護法第二条第一項に規定する文化財及び同法第八十二条の規定に基づく条例により指定された文化財の災害復旧に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額から第二条第一項第一号の表第五十七号によつて算定した額を控除した額とする。

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第六十九条の規定に基づく非常勤職員に対する公務災害補償に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

国の補助金を受けて施行する離島高校生修学支援事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

次の各号によつて算定した額のうち、いずれか少ない額とする。

一 一次の算式によつて算定した額

算式

$$A \times 12,800円$$

算式の符号

A 学校基本調査規則によつて調査した当該年度の五月一日現在における当該道府県の区域内の私立専修学校高等課程に在学する生徒の数を当該道府県の区域内の私立専修学校高等課程に在学する生徒の数

二 私立専修学校高等課程の授業料減免補助に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

分娩医療機関のない奄美群島振興開発特別措置法第一条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法第四条第一項に規定する小笠原諸島又は沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第一号に規定する沖繩（以下「離島地域」という。）のうち、分娩医療機関のない地域における妊婦について、当該道府県が地方単独事業として行う健康診査及び分娩の支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

地域住民の生活に必要な輸送の需要に應ずる鉄道又は軌道に係る事業を営む者が行う施設整備への補助に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎と

<p>五十一 奄美群</p>	<p>る経費がある すべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三を乗じて得た額とする。 こと。</p> <p>四十五 渇水対策に要する経費があること。</p> <p>四十六 被災者生活再建支援金の支給に要する経費があること。</p> <p>四十七 新型インフルエンザ予防接種に要する経費があること。</p> <p>四十八 ラジオ難聴解消対策に要する経費があること。</p> <p>四十九 分散型エネルギーインフラプロジェクトの推進に要する経費があること。</p> <p>五十 多面的機能支払・環境保全向上対策に要する経費があること。</p>
<p>五十一 奄美群</p>	<p>すべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三を乗じて得た額とする。 こと。</p> <p>次の各号によつて算定した額の合算額とする。</p> <p>一 渇水対策として当該年度において一般会計から上水道事業特別会計又は簡易水道事業特別会計に繰り入れた額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額</p> <p>二 渇水対策として当該年度において実施する井戸掘削工事、配管工事等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額</p> <p>三 渇水対策として当該年度において実施する広報活動、給水事業等に要する経費のうち総務大臣が必要と認めた経費に〇・八を乗じて得た額</p> <p>その年の一月一日から同年十二月三十一日までの間に発生した災害について、国の補助金を受けて被災者生活再建支援金の支給を行う道府県及び同一災害による被災世帯を有する道府県が当該補助金の対象とならない世帯の世帯主に対して支給する支給金の額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。</p> <p>新型インフルエンザ予防接種に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。</p> <p>国の補助金を受けて実施する民放ラジオ難聴解消支援事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は当該事業に係る標準的な経費として総務大臣が算定した額のいずれか少ない額に〇・五を乗じて得た額とする。</p> <p>分散型エネルギーインフラプロジェクトの導入の可能性に関する調査及び地域の特性を生かしたエネルギー事業導入計画の策定に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。</p> <p>農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成二十六年法律第七十八号）第九条第二項の規定に基づいて行う多面的機能支払・環境保全向上対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から当該年度の基準財政需要額の算定に用いた農業行政費に係る補正後の数値に二〇七、〇〇〇円を乗じて得た額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）に〇・四を乗じて得た額とする。</p> <p>国の補助金を受けて実施する奄美群島振興開発特別措置法第八条に規定す</p>
<p>五十二 奄美群</p>	<p>る経費がある すべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三を乗じて得た額とする。 こと。</p> <p>四十六 渇水対策に要する経費があること。</p> <p>四十七 被災者生活再建支援金の支給に要する経費があること。</p> <p>四十八 新型インフルエンザ予防接種に要する経費があること。</p> <p>四十九 ラジオ難聴解消対策に要する経費があること。</p> <p>五十 分散型エネルギーインフラプロジェクトの推進に要する経費があること。</p> <p>五十一 多面的機能支払・環境保全向上対策に要する経費があること。</p>
<p>五十二 奄美群</p>	<p>すべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三を乗じて得た額とする。 こと。</p> <p>次の各号によつて算定した額の合算額とする。</p> <p>一 渇水対策として当該年度において一般会計から上水道事業特別会計又は簡易水道事業特別会計に繰り入れた額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額</p> <p>二 渇水対策として当該年度において実施する井戸掘削工事、配管工事等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額</p> <p>三 渇水対策として当該年度において実施する広報活動、給水事業等に要する経費のうち総務大臣が必要と認めた経費に〇・八を乗じて得た額</p> <p>その年の一月一日から同年十二月三十一日までの間に発生した災害について、国の補助金を受けて被災者生活再建支援金の支給を行う道府県及び同一災害による被災世帯を有する道府県が当該補助金の対象とならない世帯の世帯主に対して支給する支給金の額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額</p> <p>新型インフルエンザ予防接種に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額</p> <p>国の補助金を受けて実施する民放ラジオ難聴解消支援事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は当該事業に係る標準的な経費として総務大臣が算定した額のいずれか少ない額に〇・五を乗じて得た額とする。</p> <p>分散型エネルギーインフラプロジェクトの導入の可能性に関する調査及び地域の特性を生かしたエネルギー事業導入計画の策定に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。</p> <p>農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成二十六年法律第七十八号）第九条第二項の規定に基づいて行う多面的機能支払・環境保全向上対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から当該年度の基準財政需要額の算定に用いた農業行政費に係る補正後の数値に二〇七、〇〇〇円を乗じて得た額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）に〇・四を乗じて得た額とする。</p> <p>国の補助金を受けて実施する奄美群島振興開発特別措置法第八条に規定す</p>

<p>島振興に要する経費があること。</p> <p>五十二 高齢者等の雪下ろし支援に要する経費があること。</p>	<p>交付金事業計画に基づく事業（非公共事業のうち地方債を起すことができないものに限る。）に要する経費のうち、当該年度において当該道府県が負担すべき額に〇・五を乗じて得た額とする。</p> <p>次の算式により算定した額とする。</p> <p>算式 $(A+B \times 0.8) \times 0.8$ 算式の符号</p> <p>A 前年度の2月1日から当該年度の1月31日までの間に当該道府県が行う高齢者等の雪下ろしに係る経済的負担に対する支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p> <p>B 高齢者等の雪下ろしに係る安全対策に関する普及啓発及び担い手の育成並びに共同して雪下ろしを行う組織等に対する支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p> <p>国の補助金を受けて実施する地域公共交通再編推進事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。</p>	<p>島振興に要する経費があること。</p> <p>五十三 高齢者等の雪下ろし支援に要する経費があること。</p> <p>五十四 地域公共交通再編推進事業に要する経費があること。</p> <p>五十五 公共施設等運営権の設定の準備に要する経費があること。</p>	<p>交付金事業計画に基づく事業（非公共事業のうち地方債を起すことができないものに限る。）に要する経費のうち、当該年度において当該道府県が負担すべき額に〇・五を乗じて得た額とする。</p> <p>次の算式により算定した額とする。</p> <p>算式 $(A+B \times 0.8) \times 0.8$ 算式の符号</p> <p>A 前年度の2月1日から当該年度の1月31日までの間に当該道府県が行う高齢者等の雪下ろしに係る経済的負担に対する支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p> <p>B 高齢者等の雪下ろしに係る安全対策に関する普及啓発及び担い手の育成並びに共同して雪下ろしを行う組織等に対する支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p> <p>国の補助金を受けて実施する地域公共交通再編推進事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。</p>
<p>五十三 地域公共交通再編推進事業に要する経費があること。</p> <p>五十四 公共施設等運営権の設定の準備に要する経費があること。</p>	<p>次の算式により算定した額とする。</p> <p>算式 $(A+B) \times 0.5$ 算式の符号</p> <p>A 公営企業に係る特別会計において、国の補助金を受けて実施する公共施設等運営権（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。以下この号において同じ。）の設定の準備に要する経費について、一般会計から公営企業に係る特別会計に繰り入れた額（当該経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に0.5を乗じて得た額の範囲内に限る。）</p> <p>B 一般会計及び公営企業に係る特別会計以外の特別会計において、国の補助金を受けて実施する公共施設等運営権の設定の準備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p> <p>空き家対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。</p>	<p>五十四 地域公共交通再編推進事業に要する経費があること。</p> <p>五十五 公共施設等運営権の設定の準備に要する経費があること。</p>	<p>次の算式により算定した額とする。</p> <p>算式 $(A+B) \times 0.5$ 算式の符号</p> <p>A 公営企業に係る特別会計において、国の補助金を受けて実施する公共施設等運営権（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。以下この号において同じ。）の設定の準備に要する経費について、一般会計から公営企業に係る特別会計に繰り入れた額（当該経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に0.5を乗じて得た額の範囲内に限る。）</p> <p>B 一般会計及び公営企業に係る特別会計以外の特別会計において、国の補助金を受けて実施する公共施設等運営権の設定の準備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p> <p>空き家対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。</p>
<p>五十五 空き家対策に要する経費があること。</p> <p>五十六 権限の移譲により実</p>	<p>国からの権限の移譲により実施する事務について、次の表の上欄に掲げる事務の数として総務大臣が調査した数に、それぞれ下欄に掲げる額を乗じて</p>	<p>五十六 空き家対策に要する経費があること。</p> <p>五十七 権限の移譲により実</p>	<p>国からの権限の移譲により実施する事務について、次の表の上欄に掲げる事務の数として総務大臣が調査した数に、それぞれ下欄に掲げる額を乗じて</p>

施する事務に
要する経費が
あること。

得た額の合算額とする。

項目	額
道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）の規定による家用有償旅客運送の登録等に係る事務	一、九〇〇円
水道法の規定による水道事業の認可等に係る事務	一三、二〇〇円

五十七 大学等との連携による雇用創出・若者定着の促進に要する経費があること。

当該道府県が大学等（学校教育法第一条に規定する大学及び高等専門学校をいう。以下この号及び第七十八号において同じ。）と協定を締結し、連携して行う雇用創出及び若者定着の取組（以下この号において「大学等と連携した取組」という。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額（当該額が一、〇〇〇円を超えるときは、一、〇〇〇円とする。ただし、公立の大学等と大学等と連携した取組を行う道府県にあつては、総務大臣が調査した額のうち当該取組に要する経費に〇・八を乗じて得た額及び総務大臣が調査した額のうち公立の大学等を除く大学等との大学等と連携した取組に要する経費に〇・八を乗じて得た額（当該額が一、〇〇〇円を超えるときは、一、〇〇〇円）の合算額（当該額が二、〇〇〇円を超えるときは、二、〇〇〇円）とする。）とする。

五十八 奨学金を活用した大学生等の地方定着促進に要する経費があること。

奨学金の返還を支援するために設置された基金へ当該道府県が当該年度に出えんした額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（住民基本台帳人口移動報告により二十歳から二十四歳までの人口が流入超過となつている道府県にあつては〇・三）を乗じて得た額（当該額が一〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一〇〇、〇〇〇円）（住民基本台帳人口移動報告により二十歳から二十四歳までの人口が流入超過となつている道府県にあつては、当該額が六〇、〇〇〇円を超えるときは、六〇、〇〇〇円）とする。

五十九 移住・定住対策に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。
一 移住希望者等に対する情報発信、移住体験の実施及び移住者の受入環境の整備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額
二 移住コーディネーター又は定住支援員の設置、移住希望者に対する相談対応等の実施及び移住者に対する支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

施する事務に
要する経費が
あること。

得た額の合算額とする。

項目	額
道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）の規定による家用有償旅客運送の登録等に係る事務	一、九〇〇円
水道法の規定による水道事業の認可等に係る事務	一三、二〇〇円

五十八 大学等との連携による雇用創出・若者定着の促進に要する経費があること。

当該道府県が大学等（学校教育法第一条に規定する大学及び高等専門学校をいう。以下この号及び第七十八号において同じ。）と協定を締結し、連携して行う雇用創出及び若者定着の取組（以下この号において「大学等と連携した取組」という。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額（当該額が一、〇〇〇円を超えるときは、一、〇〇〇円とする。ただし、公立の大学等と大学等と連携した取組を行う道府県にあつては、総務大臣が調査した額のうち当該取組に要する経費に〇・八を乗じて得た額及び総務大臣が調査した額のうち公立の大学等を除く大学等との大学等と連携した取組に要する経費に〇・八を乗じて得た額（当該額が一、〇〇〇円を超えるときは、一、〇〇〇円）の合算額（当該額が二、〇〇〇円を超えるときは、二、〇〇〇円）とする。）とする。

五十九 奨学金を活用した大学生等の地方定着促進に要する経費があること。

奨学金の返還を支援するために設置された基金へ当該道府県が当該年度に出えんした額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（住民基本台帳人口移動報告により二十歳から二十四歳までの人口が流入超過となつている道府県にあつては〇・三）を乗じて得た額（当該額が一〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一〇〇、〇〇〇円）（住民基本台帳人口移動報告により二十歳から二十四歳までの人口が流入超過となつている道府県にあつては、当該額が六〇、〇〇〇円を超えるときは、六〇、〇〇〇円）とする。

六十 移住・定住対策に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額（第一号に掲げる額については、当該規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額とする。
一 移住希望者等に対する情報発信、移住体験の実施及び移住者の受入環境の整備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総

<p>六十一 海岸漂着物等地域対策推進事業に要する経費があること。</p>	<p>国の補助金を受けて実施する海岸漂着物等地域対策推進事業に要する経費（美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成二十一年法律第八十二号）第十四条第一項に規定する地域計画の作成等に要する経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八（地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）交付要綱に規定する確認漂着木造船等の回収及び処理に要する経費にあつては一・〇）を乗じて得た額とする。</p>
<p>六十一 地域防災マネー ジャアの活用 に要する経費があること。</p>	<p>国から地域防災マネージャーとして証明を受けた者の活用に関する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額又は三、四〇〇、〇〇〇円のいずれか少ない額とする。</p>
<p>六十二 災害時帰宅困難者対策事業に要する経費があること。</p>	<p>国の補助を受けて実施する災害時帰宅困難者対策事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。</p>
<p>六十三 地方創生の推進に要する経費があること。</p>	<p>次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。 算式 $(A - B) \times 0.5$ 算式の符号</p>
<p>六十四 投票所への移動支援に要する経費があること。</p>	<p>A 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十三条の規定により国の交付金を受けて施行する事業（非公共事業のうち地方債を起すことができないものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額 B 当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が地方創生の推進に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額 道府県の議会の議員及び長の選挙において、市区町村の選挙管理委員会が選挙人に対する投票所、共通投票所及び期日前投票所までの交通手段を提供するために当該道府県が負担した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。</p>
<p>六十五 公営企業</p>	<p>公営企業経営支援人材ネットワーク事業として実施される経営支援の活用に関する経費</p>
<p>六十一 海岸漂着物等地域対策推進事業に要する経費があること。</p>	<p>務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額 二 移住コーディネーター又は定住支援員の設置、移住希望者に対する相談対応等の実施及び移住者に対する支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額 国の補助金を受けて実施する海岸漂着物等地域対策推進事業に要する経費（美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成二十一年法律第八十二号）第十四条第一項に規定する地域計画の作成等に要する経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八（地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）交付要綱に規定する確認漂着木造船等の回収及び処理に要する経費にあつては一・〇）を乗じて得た額とする。</p>
<p>六十二 地域防災マネー ジャアの活用 に要する経費があること。</p>	<p>国から地域防災マネージャーとして証明を受けた者の活用に関する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額又は三、四〇〇、〇〇〇円のいずれか少ない額とする。</p>
<p>六十三 災害時帰宅困難者対策事業に要する経費があること。</p>	<p>国の補助を受けて実施する災害時帰宅困難者対策事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。</p>
<p>六十四 地方創生の推進に要する経費があること。</p>	<p>次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。 算式 $(A - B) \times 0.5$ 算式の符号</p>
<p>六十五 投票所への移動支援に要する経費があること。</p>	<p>A 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十三条の規定により国の交付金を受けて施行する事業（非公共事業のうち地方債を起すことができないものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額 B 当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が地方創生の推進に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額 道府県の議会の議員及び長の選挙において、市区町村の選挙管理委員会が選挙人に対する投票所、共通投票所及び期日前投票所までの交通手段を提供するために当該道府県が負担した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。</p>
<p>六十六 公営企業</p>	<p>公営企業経営支援人材ネットワーク事業として実施される経営支援の活用に関する経費</p>

<p>業経営支援人の経費として当該年度中に一般会計から公営企業に係る特別会計に繰り入れられた額（地方独立行政法人法第八十一条に規定する公営企業型地方独立行政法人の経営するものにあつては設立団体が負担した額）（当該経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該年度で二、〇〇〇、〇〇〇円を上限とする。）に〇・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に〇・五を乗じて得た額とする。</p>	<p>業経営支援人の経費として当該年度中に一般会計から公営企業に係る特別会計に繰り入れられた額（地方独立行政法人法第八十一条に規定する公営企業型地方独立行政法人の経営するものにあつては設立団体が負担した額）（当該経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該年度で二、〇〇〇、〇〇〇円を上限とする。）に〇・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に〇・五を乗じて得た額とする。</p>
<p>六十六 巡回診療ヘリコプターの運航等に要する経費があること。</p>	<p>六十六 巡回診療 国の補助金を受けて施行する巡回診療ヘリコプター運営事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。</p>
<p>六十七 病害虫等の防除に要する経費があること。</p>	<p>六十七 病害虫等の防除を行う事業（第二条第一号の表第三十号の森林病害虫防除事業を除く。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三を乗じて得た額とする。</p>
<p>六十八 貝毒対策に要する経費があること。</p>	<p>六十八 貝毒対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。</p>
<p>六十九 天然記念物被害防止等対策に要する経費があること。</p>	<p>六十九 天然記念物として指定された鳥獣による被害防止等対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。</p>
<p>七十 湖沼水質保全特別措置法により指定された湖沼の水質保全に要する経費があること。</p>	<p>七十 湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）第三条第一項の規定により指定された湖沼の水質保全に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。</p>
<p>七十一 除排雪に要する経費があること。</p>	<p>七十一 除排雪 次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。 算式 (A-B) × 0.5 算式の符号 A 当該年度において除排雪に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額 B 当該年度の普通交付税の算定において除排雪経費として基準財政需要</p>
<p>業経営支援人の経費として当該年度中に一般会計から公営企業に係る特別会計に繰り入れられた額（地方独立行政法人法第八十一条に規定する公営企業型地方独立行政法人の経営するものにあつては設立団体が負担した額）（当該経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該年度で二、〇〇〇、〇〇〇円を上限とする。）に〇・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に〇・五を乗じて得た額とする。</p>	<p>業経営支援人の経費として当該年度中に一般会計から公営企業に係る特別会計に繰り入れられた額（地方独立行政法人法第八十一条に規定する公営企業型地方独立行政法人の経営するものにあつては設立団体が負担した額）（当該経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該年度で二、〇〇〇、〇〇〇円を上限とする。）に〇・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に〇・五を乗じて得た額とする。</p>
<p>六十七 巡回診療ヘリコプターに要する経費があること。</p>	<p>六十七 巡回診療 国の補助金を受けて施行する巡回診療ヘリコプター運営事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。</p>
<p>六十八 病害虫等の防除に要する経費があること。</p>	<p>六十八 病害虫等の防除を行う事業（第二条第一号の表第三十号の森林病害虫防除事業を除く。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三を乗じて得た額とする。</p>
<p>六十九 貝毒対策に要する経費があること。</p>	<p>六十九 貝毒対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。</p>
<p>七十 天然記念物被害防止等対策に要する経費があること。</p>	<p>七十 天然記念物として指定された鳥獣による被害防止等対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。</p>
<p>七十一 湖沼水質保全特別措置法により指定された湖沼の水質保全に要する経費があること。</p>	<p>七十一 湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）第三条第一項の規定により指定された湖沼の水質保全に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。</p>
<p>七十一 除排雪に要する経費があること。</p>	<p>七十一 除排雪 次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。 算式 (A-B) × 0.5 算式の符号 A 当該年度において除排雪に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額 B 当該年度の普通交付税の算定において除排雪経費として基準財政需要</p>

<p>七十一 山岳遭難又は海難の救助に要する経費があること。</p>	<p>額に算入された額</p> <p>山岳遭難に係る救助若しくは対策又は海難救助若しくは対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。</p>
<p>七十二 塩害対策に要する経費があること。</p>	<p>塩害対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。</p>
<p>七十三 災害復旧等に従事させるため採用した職員に要する経費があること。</p>	<p>当該年度において災害復旧等に従事させるため職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）又は同法第三条第三項第三号に規定する職を占める特別職に属する地方公務員（国及び地方公共団体以外の法人に現に雇用されている者であつて、当該法人に雇用されたまま採用されるものに限る。）を採用した道府県について、当該職員に要する経費（第二条第一項第一号の表第六十九号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。</p>
<p>七十四 共通投票所の設置に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織による選挙人名簿の対照等に使用する設備の整備に要する経費があること。</p>	<p>道府県の議会の議員及び長の選挙において、市区町村の選挙管理委員会が、選挙人名簿又はその抄本（当該選挙人名簿が公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類。）の対照に使用するために、当該市区町村の選挙管理委員会、投票所の投票管理者及び共通投票所の投票管理者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織の整備及び運用のために当該道府県が負担した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該年度で六〇、〇〇〇、〇〇〇円を上限とする。）に〇・五を乗じて得た額とする。</p>
<p>七十五 ふるさとワーキングホリデーの実施に要する経費があること。</p>	<p>ふるさとワーキングホリデーの実施に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は一五、〇〇〇、〇〇〇円に当該事業における全参加者の延べ滞在日数に五、〇〇〇円を乗じて得た額を加えた額のいずれか少ない額に〇・五を乗じて得た額とする。</p>

<p>七十三 山岳遭難又は海難の救助に要する経費があること。</p>	<p>額に算入された額</p> <p>山岳遭難に係る救助若しくは対策又は海難救助若しくは対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。</p>
<p>七十四 塩害対策に要する経費があること。</p>	<p>塩害対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。</p>
<p>七十五 災害復旧等に従事させるため採用した職員に要する経費があること。</p>	<p>当該年度において災害復旧等に従事させるため職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）又は同法第三条第三項第三号に規定する職を占める特別職に属する地方公務員（国及び地方公共団体以外の法人に現に雇用されている者であつて、当該法人に雇用されたまま採用されるものに限る。）を採用した道府県について、当該職員に要する経費（第二条第一項第一号の表第七十一号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。</p>
<p>七十六 共通投票所の設置に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織による選挙人名簿の対照等に使用する設備の整備に要する経費があること。</p>	<p>道府県の議会の議員及び長の選挙において、市区町村の選挙管理委員会が、選挙人名簿又はその抄本（当該選挙人名簿が公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類。）の対照に使用するために、当該市区町村の選挙管理委員会、投票所の投票管理者及び共通投票所の投票管理者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織の整備及び運用のために当該道府県が負担した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該年度で六〇、〇〇〇、〇〇〇円を上限とする。）に〇・五を乗じて得た額とする。</p>
<p>七十七 チャレンジふるさとワークに要する経費があること。</p>	<p>次の算式によつて算定した額とする。</p> <p>算式</p> $(A+B) \times 0.5$ <p>A ふるさとワーキングホリデーの実施に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は15,000,000円に当該事業における全参加者の延べ滞在日数に5,000円を乗じて得た額を加えた額のいずれか少ない額</p>

<p>プロジェクトに要する経費があること。</p>	<p>第三十七条の二第一項第一号及び第三百十四条の七第一項第一号に掲げる寄附金を支出する際に当該個人が特定の起業者（地域資源を活用して地域課題の解決に資する事業を行おうとする者をいう。以下同じ。）を選択した場合において、当該起業者が新たに開始する事業の用に供する施設の整備等に係る費用について、都道府県が当該寄附金を財源に行う補助（以下単に「補助」という。）の金額を超えない範囲において行う補助（以下「上乗せ補助」という。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が二五、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、二五、〇〇〇、〇〇〇円とする。）</p> <p>二 前号に規定する補助又は上乗せ補助を受けようとする起業者の事業についての審査等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p>
<p>八十三 地方大学・地域産業創生事業に要する経費があること。</p> <p>八十四 屋外分煙施設の整備に要する経費があること。</p>	<p>地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成三十年法律第三十七号）第十一条の規定により国の交付金を受けて実施する事業（地方債を起すことができないものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。</p> <p>次の算式によつて算定した額（複数の屋外分煙施設を整備する道府県にあつては、施設ごとに次の算式によつて算定した額の合算額）とする。</p> <p>算式 $A \times 0.5$</p> <p>算式の符号 A 屋外分煙施設の整備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は5,000,000円のいずれか少ない額</p>
<p>八十五 地域運営組織の経営力強化に要する経費があること。</p> <p>八十六 被災児童生徒就学支援等事業に要する経費があること。</p> <p>八十七 地域鉄道の代替輸送運行支援に要する経費があること。</p>	<p>地域運営組織の経営力強化のための支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。</p> <p>大規模災害により被災した幼児、児童、生徒又は学生の就学支援等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。</p> <p>特定大規模災害等（大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第二条第九号に規定する特定大規模災害等をいう。）により被災した鉄道事業者が国の補助金を受けて実施する代替輸送運行に対する補助</p>

<p>プロジェクトに要する経費があること。</p>	<p>第三十七条の二第一項第一号及び第三百十四条の七第一項第一号に掲げる寄附金を支出する際に当該個人が特定の起業者（地域資源を活用して地域課題の解決に資する事業を行おうとする者をいう。以下同じ。）を選択した場合において、当該起業者が新たに開始する事業の用に供する施設の整備等に係る費用について、都道府県が当該寄附金を財源に行う補助（以下単に「補助」という。）の金額を超えない範囲において行う補助（以下「上乗せ補助」という。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が二五、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、二五、〇〇〇、〇〇〇円とする。）</p> <p>二 前号に規定する補助又は上乗せ補助を受けようとする起業者の事業についての審査等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p>
<p>八十三 地方大学・地域産業創生事業に要する経費があること。</p> <p>八十四 屋外分煙施設の整備に要する経費があること。</p>	<p>地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成三十年法律第三十七号）第十一条の規定により国の交付金を受けて実施する事業（地方債を起すことができないものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。</p> <p>次の算式によつて算定した額（複数の屋外分煙施設を整備する道府県にあつては、施設ごとに次の算式によつて算定した額の合算額）とする。</p> <p>算式 $A \times 0.5$</p> <p>算式の符号 A 屋外分煙施設の整備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は5,000,000円のいずれか少ない額</p>
<p>〔新設〕</p>	<p>〔新設〕</p>

する経費があに要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

二 次に掲げる事情を考慮して定める額

イ 特殊土壌地帯があるため、特別の財政需要があること。

ロ 低湿地帯があるため、特別の財政需要があること。

ハ 地震対策に要する経費が多額であること。

ニ 過疎等の地域の振興に要する経費が多額であること。

ホ 出稼者対策に要する経費が多額であること。

ヘ 公害対策に要する経費が多額であること。

ト 交通安全対策に要する経費が多額であること。

チ 公園等の観光地があるため、特別の財政需要があること。

リ 外国の地方公共団体との友好協力関係の増進に係る事業、国際交流事業、国際協力事業

その他の国際化対策に要する経費が多額であること。

ヌ ダム対策に要する経費が多額であること。

ル 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の譲渡線工事に係る利子補給を行うため、特別の財政需要があること。

ヲ 地域鉄道の高度化のための改良事業に対する助成に要する経費が多額であること。

ワ ため池があるため、特別の財政需要があること。

カ 北方領土問題対策に要する経費が多額であること。

ヨ 地下水の汚染対策に要する経費が多額であること。

タ 隣保館に要する経費が多額であること。

レ 高等学校奨学事業に要する経費が多額であること。

ソ 小規模事業経営支援事業に要する経費が多額であること。

ツ 住宅新築資金等貸付事業に要する経費が多額であること。

ネ 道府県の知事又は議会の議員に係る特別選挙等があるため、特別の財政需要があること。

ナ 関東ローム地帯にある道路に要する経費が多額であること。

ラ その他財政需要又は財政収入が過大又は過少であること。

三 次に掲げる額の合算額

イ 当該年度の六月分及び十二月分に係る超過支給額並びに当該年度の十二月分の特別交付税の額の算定の基礎に算入されなかつた超過支給額の合算額を基礎として算定した額(表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この号において同じ。)

ロ 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤する者に対して当該年度に支給された通勤手当の額

ハ 退職することを理由として特別昇給した職員に対して当該年度に支給された退職手当の額のうち、当該特別昇給により増加した額

ニ 当該年度における地方自治法第二百四条第二項に規定する寒冷地手当の支給総額(以下

二 次に掲げる事情を考慮して定める額

イ 特殊土壌地帯があるため、特別の財政需要があること。

ロ 低湿地帯があるため、特別の財政需要があること。

ハ 地震対策に要する経費が多額であること。

ニ 過疎等の地域の振興に要する経費が多額であること。

ホ 出稼者対策に要する経費が多額であること。

ヘ 公害対策に要する経費が多額であること。

ト 交通安全対策に要する経費が多額であること。

チ 公園等の観光地があるため、特別の財政需要があること。

リ 外国の地方公共団体との友好協力関係の増進に係る事業、国際交流事業、国際協力事業

その他の国際化対策に要する経費が多額であること。

ヌ ダム対策に要する経費が多額であること。

ル 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の譲渡線工事に係る利子補給を行うため、特別の財政需要があること。

ヲ 地域鉄道の高度化のための改良事業に対する助成に要する経費が多額であること。

ワ ため池があるため、特別の財政需要があること。

カ 北方領土問題対策に要する経費が多額であること。

ヨ 地下水の汚染対策に要する経費が多額であること。

タ 隣保館に要する経費が多額であること。

レ 高等学校奨学事業に要する経費が多額であること。

ソ 小規模事業経営支援事業に要する経費が多額であること。

ツ 住宅新築資金等貸付事業に要する経費が多額であること。

ネ 道府県の知事又は議会の議員に係る特別選挙等があるため、特別の財政需要があること。

ナ 関東ローム地帯にある道路に要する経費が多額であること。

ラ その他財政需要又は財政収入が過大又は過少であること。

三 次に掲げる額の合算額

イ 当該年度の六月分及び十二月分に係る超過支給額並びに当該年度の十二月分の特別交付税の額の算定の基礎に算入されなかつた超過支給額の合算額を基礎として算定した額(表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この号において同じ。)

ロ 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤する者に対して当該年度に支給された通勤手当の額

ハ 退職することを理由として特別昇給した職員に対して当該年度に支給された退職手当の額のうち、当該特別昇給により増加した額

ニ 当該年度における地方自治法第二百四条第二項に規定する寒冷地手当の支給総額(以下

<p>事項</p>	<p>「寒冷地手当支給総額」という。)が、国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和二十四年法律第二百号)第二条に定める額を当該道府県の条例に規定する寒冷地手当の額とみなして計算した寒冷地手当の支給総額(以下「みなし寒冷地手当支給総額」という。)を上回る道府県について、寒冷地手当支給総額からみなし寒冷地手当支給総額を控除して得た額ホ 当該年度における地方自治法第二百四条第二項に規定する地域手当の支給総額(以下「地域手当支給総額」という。)が、一般職給与法第十一条の三第二項に定める割合(当該割合が人事院規則九一四九(地域手当)別表第一に定められていない地域にあつては、「地域手当支給基準を満たす地域の一覧について」(平成二十六年九月二日付け総務省給与能率推進室第十号通知)における地域手当の指定基準により算定した割合)を当該道府県の条例に規定する地域手当支給割合とみなして計算した地域手当の支給総額(以下「みなし地域手当支給総額」という。)を上回る道府県(地域手当支給総額がみなし地域手当支給総額以下となる道府県に準ずるものとして総務大臣が認める道府県を除く。)について、地域手当支給総額からみなし地域手当支給総額を控除して得た額</p> <p>ヘ 各道府県の区域内の市町村について第五条第一項第三号イの表第四十九号の規定により算定した額(農地転用の許可等に係るものに限る。)</p> <p>四 第二条第一項第二号の額から同項第一号の額を控除した額(当該額が負数となるときは、零とする。)</p> <p>2 第二条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第四条第一項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第四条第一項」と、「当該額のうち同項第三号の額を除き、その」とあるのは「当該額」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第二条第一項第一号及び第二号に掲げる算定額のうち、当該年度の十二月分の特別交付税の額の算定の基礎に算入すべき額で、当該基礎に算入しなかつた額がある場合には、当該額を当該年度の三月分の特別交付税の額の算定の基礎に算入することができる。この場合において、同項第一号に掲げる算定額に係るものについては第四条第一項第一号の額に、第二条第一項第二号に掲げる算定額に係るものについては第四条第一項第三号の額に含めてこれらの額を算定するものとする。</p> <p>(市町村に係る三月分の算定方法)</p> <p>第五条 各市町村に対して毎年度三月に交付すべき特別交付税の額は、第一号の額に第三号の額から第四号の額を控除した額(当該額が負数となるときは、零とする。)と第二号の額の合算額から第五号の額を控除した額(当該額が負数となるときは、零とする。)を加えた額とする。</p> <p>一 次に掲げる額の合算額</p> <p>イ 次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額(表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)の合算額</p>
<p>事項</p>	<p>「寒冷地手当支給総額」という。)が、国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和二十四年法律第二百号)第二条に定める額を当該道府県の条例に規定する寒冷地手当の額とみなして計算した寒冷地手当の支給総額(以下「みなし寒冷地手当支給総額」という。)を上回る道府県について、寒冷地手当支給総額からみなし寒冷地手当支給総額を控除して得た額ホ 当該年度における地方自治法第二百四条第二項に規定する地域手当の支給総額(以下「地域手当支給総額」という。)が、一般職給与法第十一条の三第二項に定める割合(当該割合が人事院規則九一四九(地域手当)別表第一に定められていない地域にあつては、「地域手当支給基準を満たす地域の一覧について」(平成二十六年九月二日付け総務省給与能率推進室第十号通知)における地域手当の指定基準により算定した割合)を当該道府県の条例に規定する地域手当支給割合とみなして計算した地域手当の支給総額(以下「みなし地域手当支給総額」という。)を上回る道府県(地域手当支給総額がみなし地域手当支給総額以下となる道府県に準ずるものとして総務大臣が認める道府県を除く。)について、地域手当支給総額からみなし地域手当支給総額を控除して得た額</p> <p>ヘ 各道府県の区域内の市町村について第五条第一項第三号イの表第四十九号の規定により算定した額(農地転用の許可等に係るものに限る。)</p> <p>四 第二条第一項第二号の額から同項第一号の額を控除した額(当該額が負数となるときは、零とする。)</p> <p>2 第二条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第四条第一項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第四条第一項」と、「当該額のうち同項第三号の額を除き、その」とあるのは「当該額」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第二条第一項第一号及び第二号に掲げる算定額のうち、当該年度の十二月分の特別交付税の額の算定の基礎に算入すべき額で、当該基礎に算入しなかつた額がある場合には、当該額を当該年度の三月分の特別交付税の額の算定の基礎に算入することができる。この場合において、同項第一号に掲げる算定額に係るものについては第四条第一項第一号の額に、第二条第一項第二号に掲げる算定額に係るものについては第四条第一項第三号の額に含めてこれらの額を算定するものとする。</p> <p>(市町村に係る三月分の算定方法)</p> <p>第五条 各市町村に対して毎年度三月に交付すべき特別交付税の額は、第一号の額に第三号の額から第四号の額を控除した額(当該額が負数となるときは、零とする。)と第二号の額の合算額から第五号の額を控除した額(当該額が負数となるときは、零とする。)を加えた額とする。</p> <p>一 次に掲げる額の合算額</p> <p>イ 次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額(表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)の合算額</p>
<p>算定方法</p>	<p>算定方法</p>

一 災害による
財政需要の増
加又は財政収
入の減少があ
ること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一 当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した災害（火災を除く。）について、第三条第一項第一号イの表の第一号に規定する算定方法に準じて算定した額

二 前年度の十二月三十一日までに発生した災害（火災を除く。）について、総務大臣が調査した次の表の上欄に掲げる項目ごとの数値（前年度の一月一日以降に生じたものに限る。）で前年度までの特別交付税の算定の基礎に算入されなかつた数値にそれぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額

項目	額
死者及び行方不明者の数	八七五、〇〇〇円
障害者の数	四三七、五〇〇円

二 大火災があつたこと。

当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した火災について、第三条第一項第一号イの表の第二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

三 公共施設火災があつたこと。

当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した火災について、第三条第一項第一号イの表第三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

四 不発弾等の処理に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第三十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

五 渇水対策に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第四十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

六 被災地域の応援等に要する経費があること。

当該年度において災害により被害を受けた都道府県又は市町村の要請等により行つた被災地域の応援等に要する経費（第三条第一項第一号イの表第六号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）について、同号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

七 鉱害対策に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第二十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「〇・八」とあるのは「一・〇」と読み替えるものとする。

八 不法に処分された産業廃棄物に係る原状回復に要す

前条第一項第一号の表第十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

一 災害による
財政需要の増
加又は財政収
入の減少があ
ること。

当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した災害（火災を除く。）について、第三条第一項第一号イの表の第一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

二 大火災があつたこと。

当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した火災について、第三条第一項第一号イの表の第二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

三 公共施設火災があつたこと。

当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した火災について、第三条第一項第一号イの表第三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

四 不発弾等の処理に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第三十六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

五 渇水対策に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第四十六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

六 被災地域の応援等に要する経費があること。

当該年度において災害により被害を受けた都道府県又は市町村の要請等により行つた被災地域の応援等に要する経費（第三条第一項第一号イの表第六号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）について、同号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

七 鉱害対策に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第二十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「〇・八」とあるのは「一・〇」と読み替えるものとする。

八 不法に処分された産業廃棄物に係る原状回復に要す

前条第一項第一号の表第十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

<p>十四 被災児童生徒就学支援等事業に要す</p>	<p>九 家畜伝染病対策に要する経費があること。</p> <p>次の各号によつて算定した額の合算額とする。</p> <p>一 当該年度において口蹄疫、伝達性海綿状脳症、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等のため家畜伝染病予防法に基づき道府県が実施する対策に関連して国の補助金等を受けて実施する疾病まん延防止対策等に要する経費（第三条第一項第一号の表第四号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額</p> <p>二 当該年度において口蹄疫、伝達性海綿状脳症、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等のため前号の対策に関連して実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策、農家支援対策等に要する経費（第三条第一項第一号の表第四号において特別交付税の算定の基礎となつた経費及び前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額</p> <p>前条第一項第一号の表第二十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p> <p>十 被災水産業者対策に要する経費があること。</p> <p>前条第一項第一号の表第二十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p> <p>十一 災害対応に係る職員派遣の受入れに要する経費（第三条第一項第一号の表第七号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。</p> <p>前条第一項第一号の表第五十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p> <p>十二 高齢者等の雪下ろし支援に要する経費があること。</p> <p>前条第一項第一号の表第七十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と、「第二十一条第一号の表第六十九号」とあるのは「第三条第一項第一号の表第八号」と読み替えるものとする。</p> <p>十四 被災児童生徒就学支援等事業に要す</p> <p>前条第一項第一号の表第八十六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p>
----------------------------	--

<p>【新設】</p>	<p>九 家畜伝染病対策に要する経費があること。</p> <p>次の各号によつて算定した額の合算額とする。</p> <p>一 当該年度において口蹄疫、伝達性海綿状脳症、豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ等のため家畜伝染病予防法に基づき道府県が実施する対策に関連して国の補助金等を受けて実施する疾病まん延防止対策等に要する経費（第三条第一項第一号の表第四号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額</p> <p>二 当該年度において口蹄疫、伝達性海綿状脳症、豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ等のため前号の対策に関連して実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策、農家支援対策等に要する経費（第三条第一項第一号の表第四号において特別交付税の算定の基礎となつた経費及び前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額</p> <p>前条第一項第一号の表第二十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p> <p>十 被災水産業者対策に要する経費があること。</p> <p>前条第一項第一号の表第二十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p> <p>十一 災害対応に係る職員派遣の受入れに要する経費（第三条第一項第一号の表第七号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。</p> <p>前条第一項第一号の表第五十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p> <p>十二 高齢者等の雪下ろし支援に要する経費があること。</p> <p>前条第一項第一号の表第七十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と、「第二十一条第一号の表第七十一号」とあるのは「第三条第一項第一号の表第八号」と読み替えるものとする。</p> <p>【新設】</p>
-------------	---

<p>る経費がある こと。</p>	<p>ロ 次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額</p>
<p>事項</p>	<p>算定方法</p> <p>一 災害による 財政需要の増加又は財政収入の減少があること。</p> <p>二 干害、冷害、凍霜害、ひょう害等による 特別の財政需要があること。</p> <p>三 災害等廃棄物処理事業に要する経費があること。</p> <p>四 活動火山対策に要する経費があること。</p> <p>次の算式によつて算定した額とする。</p> <p>算式 $A \times 0.8 + B \times 0.8 + C \times 0.5$ </p> <p>算式の符号</p> <p>A 国の補助金を受けて施行する活動火山対策事業に要する経費から当該国の補助金、地方債その他の特定財源の額を控除した額（当該事業に要する経費に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金を含む。）</p> <p>B 当該年度において単独事業として実施する防災宮農施設整備事業に要する経費から地方債その他の特定財源の額を控除した額（当該事業に要する経費に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金を含む。）</p> <p>C 当該年度において単独事業として実施する活動火山対策事業（Bに係る事業を除く。）に要する経費から地方債その他の特定財源の額を控除した額（当該事業に要する経費に充てるため借り入れた地方債（緊急防</p>

<p>る経費がある こと。</p>	<p>ロ 次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額</p>
<p>事項</p>	<p>算定方法</p> <p>一 災害による 財政需要の増加又は財政収入の減少があること。</p> <p>二 干害、冷害、凍霜害、ひょう害等による 特別の財政需要があること。</p> <p>三 災害等廃棄物処理事業に要する経費があること。</p> <p>四 活動火山対策に要する経費があること。</p> <p>次の算式によつて算定した額とする。</p> <p>算式 $A \times 0.8 + B \times 0.8 + C \times 0.5$ </p> <p>算式の符号</p> <p>A 国の補助金を受けて施行する活動火山対策事業に要する経費から当該国の補助金、地方債その他の特定財源の額を控除した額（当該事業に要する経費に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金を含む。）</p> <p>B 当該年度において単独事業として実施する防災宮農施設整備事業に要する経費から地方債その他の特定財源の額を控除した額（当該事業に要する経費に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金を含む。）</p> <p>C 当該年度において単独事業として実施する活動火山対策事業（Bに係る事業を除く。）に要する経費から地方債その他の特定財源の額を控除した額（当該事業に要する経費に充てるため借り入れた地方債（緊急防</p>

<p>五 文化財の災害復旧に要する経費があること。</p> <p>六 除排雪に要する経費があること。</p>	<p>（災・減災事業費を除く。）の当該年度における元利償還金を含む。）</p> <p>前条第一項第一号の表第三十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p> <p>指定都市にあつては、次の第一号の規定によつて算定した額（この規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の指定都市にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の指定都市にあつては六分の十一から当該指定都市の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は四捨五入する。）を、〇・五未満の指定都市にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とし、当該額が負数となるときは、零とする。）、その他市町村にあつては、次の各号によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）のうち、いずれか大きい額とする。</p> <p>一 次の算式によつて算定した額</p> <p>算式 $(A - B) \times 0.5$ 算式の符号</p> <p>A 当該年度において除排雪に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p> <p>B 当該年度の普通交付税の算定において除排雪経費として基準財政需要額に算入された額</p> <p>二 次の算式によつて算定した額</p> <p>算式 $A \times 0.75 - B$ 算式の符号</p> <p>A 当該年度において除排雪に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p> <p>B 当該年度の普通交付税の算定において除排雪経費として基準財政需要額に算入された額</p>
<p>事項</p> <p>一 前年度分の災害復旧事業</p>	<p>算定方法</p> <p>前年度分の災害復旧事業等及び自然災害防止事業等に要する経費の財源に充てるため当該年度の十一月一日以降において借り入れた地方債又は当該年</p> <p>二 次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額</p>

<p>五 文化財の災害復旧に要する経費があること。</p> <p>六 除排雪に要する経費があること。</p>	<p>（災・減災事業費を除く。）の当該年度における元利償還金を含む。）</p> <p>前条第一項第一号の表第四十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p> <p>指定都市にあつては、次の第一号の規定によつて算定した額（この規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の指定都市にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の指定都市にあつては六分の十一から当該指定都市の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は四捨五入する。）を、〇・五未満の指定都市にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とし、当該額が負数となるときは、零とする。）、その他市町村にあつては、次の各号によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）のうち、いずれか大きい額とする。</p> <p>一 次の算式によつて算定した額</p> <p>算式 $(A - B) \times 0.5$ 算式の符号</p> <p>A 当該年度において除排雪に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p> <p>B 当該年度の普通交付税の算定において除排雪経費として基準財政需要額に算入された額</p> <p>二 次の算式によつて算定した額</p> <p>算式 $A \times 0.75 - B$ 算式の符号</p> <p>A 当該年度の除排雪に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p> <p>B 当該年度の普通交付税の算定において除排雪経費として基準財政需要額に算入された額</p>
<p>事項</p> <p>一 前年度分の災害復旧事業</p>	<p>算定方法</p> <p>前年度分の災害復旧事業等及び自然災害防止事業等に要する経費の財源に充てるため当該年度の十一月一日以降において借り入れた地方債又は当該年</p> <p>二 次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額</p>

に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数(小数点以下二位未満は、四捨五入する。)を、
 ○・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。)(表示単位は千円
 とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)の合算額

して得た数(小数点以下二位未満は、四捨五入する。)を、○・五未満の市町村にあつては
 一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。)(表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があ
 るときは、その端数を四捨五入する。)の合算額

事項	算定方法
一 特定の疾病対策に要する経費があること。	特定の疾病について当該年度において実施する予防事業に要する経費として総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額とする。
二 地方バス路線の運行維持に要する経費があること。	地方バス路線の運行維持に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・八を乗じて得た額とする。
三 特殊地下壕等対策事業に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
四 医師を搭乗させた救急自動車の運営に要する経費があること。	当該年度において、当該市町村が医師を搭乗させた救急自動車を運営するために要する経費に○・八を乗じて得た額とする。
五 密集市街地の防災街区の整備に要する経費があること。	<p>次の算式によつて算定した額とする。</p> <p>算式 $(A+B+C) \times 0.8 + D \times 0.72$</p> <p>算式の符号</p> <p>A 建築物の建替えに係る補助(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号。以下「密集市街地整備法」という。)第12条第1項の規定により行うものをいう。)であつて国の補助金を受けて行うものに要する経費のうち当該年度において市町村が負担すべき額</p> <p>B 移転料の支払に係る補助(密集市街地整備法第29条第1項の規定により行うものをいう。)であつて国の補助金を受けて行うものに要する経費のうち当該年度において市町村が負担すべき額(国の補助金の額を限度とする。)</p> <p>C 市町村借上住宅の家賃の減額(密集市街地整備法第22条第2項において準用する同法第21条第3項の規定により行うものをいう。)であつて</p>

事項	算定方法
一 特定の疾病対策に要する経費があること。	特定の疾病について当該年度において実施する予防事業に要する経費として総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額とする。
二 地方バス路線の運行維持に要する経費があること。	地方バス路線の運行維持に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・八を乗じて得た額とする。
三 特殊地下壕等対策事業に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
四 医師を搭乗させた救急自動車の運営に要する経費があること。	当該年度において、当該市町村が医師を搭乗させた救急自動車を運営するために要する経費に○・八を乗じて得た額とする。
五 密集市街地の防災街区の整備に要する経費があること。	<p>次の算式によつて算定した額とする。</p> <p>算式 $(A+B+C) \times 0.8 + D \times 0.72$</p> <p>算式の符号</p> <p>A 建築物の建替えに係る補助(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号。以下「密集市街地整備法」という。)第12条第1項の規定により行うものをいう。)であつて国の補助金を受けて行うものに要する経費のうち当該年度において市町村が負担すべき額</p> <p>B 移転料の支払に係る補助(密集市街地整備法第29条第1項の規定により行うものをいう。)であつて国の補助金を受けて行うものに要する経費のうち当該年度において市町村が負担すべき額(国の補助金の額を限度とする。)</p> <p>C 市町村借上住宅の家賃の減額(密集市街地整備法第22条第2項において準用する同法第21条第3項の規定により行うものをいう。)であつて</p>

<p>六 沖繩米軍基地所在市町村 活性化特別事業に要する経費があること。</p> <p>七 離島航空路線の運行維持に要する経費があること。</p> <p>八 包括外部監査契約に基づく監査に要する経費があること。</p> <p>九 個別外部監査契約に基づく監査に要する経費があること。</p>	<p>六 沖繩米軍基地所在市町村活性化特別事業の実施に要する経費のうち、当該年度において当該市町村が負担すべき額から当該国の補助金及び地方債を財源として充てるべき額を控除した額に「一」を乗じて得た額並びに当該経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に「一」を乗じて得た額の合算額とする。</p> <p>七 離島航空路線 前条第一項第一号の表第十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p> <p>八 包括外部監査 地方自治法第二百五十二条の第二項に規定する包括外部監査契約を締結した市町村が当該契約の相手方に支払うこととされている当該契約に基づく監査に要する経費として総務大臣が調査した額（当該額が、指定都市及び同法第二百五十二条の第二項に規定する中核市（以下「中核市」という。）にあつては、二〇、二〇〇、〇〇〇円を超えるときは、二〇、二〇〇、〇〇〇円とし、指定都市及び中核市以外の市並びに町村にあつては、七、七〇〇、〇〇〇円を超えるときは、七、七〇〇、〇〇〇円とする。）とする。</p> <p>九 個別外部監査 個別外部監査契約を締結した市町村が当該契約の相手方に支払うこととされている当該契約に基づく監査に要する経費として総務大臣が調査した額（一の契約に係る額が、指定都市及び中核市にあつては、一〇、一〇〇、〇〇〇円を超えるときは、その額を一〇、一〇〇、〇〇〇円として算定し、指定都市及び中核市以外の市並びに町村にあつては、三、八五〇、〇〇〇円を超えるときは、その額を三、八五〇、〇〇〇円として算定する。）とする。ただし、当該契約を締結した一部事務組合等又は地域開発事業団を組織する市町村にあつては、当該一部事務組合等又は地域開発事業団が当該契約の相手方に支払うこととされている当該契約に基づく監査に要する経費として総務大臣が調査した額（一の契約に係る額が、三、八五〇、〇〇〇円を超えるときは、その額を三、八五〇、〇〇〇円として算定する。）を特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した負担割合により按分した額とし、また、財政健全化計画等を複数策定しなければならない市町村、一部事務組合等又は地域開発事業団（以下この号において「市町村等」という。）であつて、二以上の財政健全化計画等にかかる当該監査を一の契約によることとした市町村等にあつては、総務大臣が調査した額が、策定を要する財政健全化計画</p>
---	---

<p>六 沖繩米軍基地所在市町村 活性化特別事業に要する経費があること。</p> <p>七 離島航空路線の運行維持に要する経費があること。</p> <p>八 包括外部監査契約に基づく監査に要する経費があること。</p> <p>九 個別外部監査契約に基づく監査に要する経費があること。</p>	<p>六 沖繩米軍基地所在市町村活性化特別事業の実施に要する経費のうち、当該年度において当該市町村が負担すべき額から当該国の補助金及び地方債を財源として充てるべき額を控除した額に「一」を乗じて得た額並びに当該経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に「一」を乗じて得た額の合算額とする。</p> <p>七 離島航空路線 前条第一項第一号の表第十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p> <p>八 包括外部監査 地方自治法第二百五十二条の第二項に規定する包括外部監査契約を締結した市町村が当該契約の相手方に支払うこととされている当該契約に基づく監査に要する経費として総務大臣が調査した額（当該額が、指定都市及び同法第二百五十二条の第二項に規定する中核市（以下「中核市」という。）にあつては、二〇、二〇〇、〇〇〇円を超えるときは、二〇、二〇〇、〇〇〇円とし、指定都市及び中核市以外の市並びに町村にあつては、七、七〇〇、〇〇〇円を超えるときは、七、七〇〇、〇〇〇円とする。）とする。</p> <p>九 個別外部監査 個別外部監査契約を締結した市町村が当該契約の相手方に支払うこととされている当該契約に基づく監査に要する経費として総務大臣が調査した額（一の契約に係る額が、指定都市及び中核市にあつては、一〇、一〇〇、〇〇〇円を超えるときは、その額を一〇、一〇〇、〇〇〇円として算定し、指定都市及び中核市以外の市並びに町村にあつては、三、八五〇、〇〇〇円を超えるときは、その額を三、八五〇、〇〇〇円として算定する。）とする。ただし、当該契約を締結した一部事務組合等又は地域開発事業団を組織する市町村にあつては、当該一部事務組合等又は地域開発事業団が当該契約の相手方に支払うこととされている当該契約に基づく監査に要する経費として総務大臣が調査した額（一の契約に係る額が、三、八五〇、〇〇〇円を超えるときは、その額を三、八五〇、〇〇〇円として算定する。）を特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した負担割合により按分した額とし、また、財政健全化計画等を複数策定しなければならない市町村、一部事務組合等又は地域開発事業団（以下この号において「市町村等」という。）であつて、二以上の財政健全化計画等にかかる当該監査を一の契約によることとした市町村等にあつては、総務大臣が調査した額が、策定を要する財政健全化計画</p>
---	---

<p>十 中小企業対策に要する経費があること。</p> <p>十一 病院事業の再編等の実施に伴う除却等に要する経費があること。</p> <p>十二 明日香村整備計画に基づく事業の実施に要する経費があること。</p> <p>十三 浄化槽設置整備事業に要する経費があること。</p> <p>十四 座礁外国船舶の油防除に要する経費があること。</p> <p>十五 特別支援教育の就学奨励に要する経費があること。</p> <p>十六 観光立国の推進に要す</p>	<p>等の数に、指定都市及び中核市にあつては一〇、一〇〇、〇〇〇円、指定都市及び中核市以外の市、町村、一部事務組合等並びに地域開発事業団にあつては三、八五〇、〇〇〇円を乗じて得た額を超えるときは、当該得た額とする。</p> <p>前条第一項第一号の表第十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p> <p>前条第一項第一号の表第十七号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p> <p>明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成十二年法律第三十号）による改正後の明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）第四条第二項の規定により作成される明日香村整備計画に基づき明日香村が実施する事業のうち、同法第五条の規定により国の負担又は補助の割合の特例の対象となる事業に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・六を乗じて得た額（普通交付税の算定の基礎とされるべき額を除く。）</p> <p>次の各号によつて算定した額の合算額とする。</p> <p>一 市町村が国から補助金又は交付金の交付を受けて実施する浄化槽設置整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額</p> <p>二 市町村が国から補助金又は交付金の交付を受けずに単独事業として実施する浄化槽設置整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に三分の二を乗じて得た額に〇・八を乗じて得た額</p> <p>前条第一項第一号の表第二十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「〇・五」とあるのは「〇・八」と読み替えるものとする。</p> <p>国の補助金を受けて施行する特別支援教育就学奨励事業に要する経費のうち、当該年度において当該市町村が負担すべき額とする。</p> <p>国際観光の推進に係る経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えること）</p>
---	---

<p>十 中小企業対策に要する経費があること。</p> <p>十一 病院事業の再編等の実施に伴う除却等に要する経費があること。</p> <p>十二 明日香村整備計画に基づく事業の実施に要する経費があること。</p> <p>十三 浄化槽設置整備事業に要する経費があること。</p> <p>十四 座礁外国船舶の油防除に要する経費があること。</p> <p>十五 特別支援教育の就学奨励に要する経費があること。</p> <p>十六 観光立国の推進に要す</p>	<p>等の数に、指定都市及び中核市にあつては一〇、一〇〇、〇〇〇円、指定都市及び中核市以外の市、町村、一部事務組合等並びに地域開発事業団にあつては三、八五〇、〇〇〇円を乗じて得た額を超えるときは、当該得た額とする。</p> <p>前条第一項第一号の表第十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p> <p>前条第一項第一号の表第十七号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p> <p>明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成十二年法律第三十号）による改正後の明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）第四条第二項の規定により作成される明日香村整備計画に基づき明日香村が実施する事業のうち、同法第五条の規定により国の負担又は補助の割合の特例の対象となる事業に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・六を乗じて得た額（普通交付税の算定の基礎とされるべき額を除く。）</p> <p>次の各号によつて算定した額の合算額とする。</p> <p>一 市町村が国から補助金又は交付金の交付を受けて実施する浄化槽設置整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額</p> <p>二 市町村が国から補助金又は交付金の交付を受けずに単独事業として実施する浄化槽設置整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に三分の二を乗じて得た額に〇・八を乗じて得た額</p> <p>前条第一項第一号の表第二十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「〇・五」とあるのは「〇・八」と読み替えるものとする。</p> <p>国の補助金を受けて施行する特別支援教育就学奨励事業に要する経費のうち、当該年度において当該市町村が負担すべき額とする。</p> <p>国際観光の推進に係る経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えること）</p>
---	---

<p>る経費があるときは、$100,000,000$円とする。)に〇・五を乗じて得た額とする。</p> <p>十七 災害拠点病院等が災害時における救急医療のために行う備蓄に要する経費があること。</p> <p>十八 農業共済事業に要する経費があること。</p> <p>十九 公債費負担の計画的な適正化に要する経費があること。</p>	<p>前条第一項第一号の表第二十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p> <p>農業保険法(昭和二十二年法律第八十五号)第二百二条に基づき当該市町村が行う農業共済事業に要する事務経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から当該年度の基準財政需要額の算定に用いた農業行政費に係る引受戸数の数値に一八、四九〇円を乗じて得た額(表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)を控除した額(当該額が負数となるときは、零とする。)に〇・七を乗じて得た額とする。</p> <p>次の各号に規定する算定方法によつて算定した額とする。</p> <p>一 実質公債費比率が健全化法第二条第五号に規定する早期健全化基準以上となつたことにより財政健全化計画を策定する市町村及び同条第六号に規定する財政再生基準以上となつたことにより財政再生計画を策定する市町村のうち、策定年度から三年度以内に実質公債費比率を二十五・〇パーセント未満に引き下げる市町村又は同比率を策定年度の同比率から三パーセント控除した値以下とした市町村について、次の算式によつて算定した額(当該額が負数となるときは、零とする。)とする。</p> <p>算式 $A \times B \times (1 - (0.015 / C))$ 算式の符号</p> <p>A 地方債の当該年度における元利償還金(繰上償還に係るものを除く。以下同じ。)のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p> <p>B 地方債の当該年度における元利償還金の額に対する地方債の当該年度における支払利子額(第3条第1項第3号イの表第40号及び第4号(以下「公債費負担格差是正等」という。)の算定の基礎となつた支払利子額を除く。)の比率</p> <p>C 当該年度の前年度末における地方債の未償還元金の額(公債費負担格差是正等の算定の基礎となつた未償還元金の額を除く。)に対する地方債の当該年度における支払利子額(公債費負担格差是正等の算定の基礎となつた支払利子額を除く。)の比率</p>	<p>る経費があるときは、$100,000,000$円とする。)に〇・五を乗じて得た額とする。</p> <p>十七 災害拠点病院等が災害時における救急医療のために行う備蓄に要する経費があること。</p> <p>十八 農業共済事業に要する経費があること。</p> <p>十九 公債費負担の計画的な適正化に要する経費があること。</p>
<p>る経費があるときは、$100,000,000$円とする。)に〇・五を乗じて得た額とする。</p> <p>十七 災害拠点病院等が災害時における救急医療のために行う備蓄に要する経費があること。</p> <p>十八 農業共済事業に要する経費があること。</p> <p>十九 公債費負担の計画的な適正化に要する経費があること。</p>	<p>前条第一項第一号の表第二十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p> <p>農業保険法(昭和二十二年法律第八十五号)第二百二条に基づき当該市町村が行う農業共済事業に要する事務経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から当該年度の基準財政需要額の算定に用いた農業行政費に係る引受戸数の数値に一七、五〇〇円を乗じて得た額(表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)を控除した額(当該額が負数となるときは、零とする。)に〇・七を乗じて得た額とする。</p> <p>次の各号に規定する算定方法によつて算定した額とする。</p> <p>一 実質公債費比率が健全化法第二条第五号に規定する早期健全化基準以上となつたことにより財政健全化計画を策定する市町村及び同条第六号に規定する財政再生基準以上となつたことにより財政再生計画を策定する市町村のうち、策定年度から三年度以内に実質公債費比率を二十五・〇パーセント未満に引き下げる市町村又は同比率を策定年度の同比率から三パーセント控除した値以下とした市町村について、次の算式によつて算定した額(当該額が負数となるときは、零とする。)とする。</p> <p>算式 $A \times B \times (1 - (0.015 / C))$ 算式の符号</p> <p>A 地方債の当該年度における元利償還金(繰上償還に係るものを除く。以下同じ。)のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p> <p>B 地方債の当該年度における元利償還金の額に対する地方債の当該年度における支払利子額(第3条第1項第3号イの表第40号及び第16号(以下「公債費負担格差是正等」という。)の算定の基礎となつた支払利子額を除く。)の比率</p> <p>C 当該年度の前年度末における地方債の未償還元金の額(公債費負担格差是正等の算定の基礎となつた未償還元金の額を除く。)に対する地方債の当該年度における支払利子額(公債費負担格差是正等の算定の基礎となつた支払利子額を除く。)の比率</p>	<p>る経費があるときは、$100,000,000$円とする。)に〇・五を乗じて得た額とする。</p> <p>十七 災害拠点病院等が災害時における救急医療のために行う備蓄に要する経費があること。</p> <p>十八 農業共済事業に要する経費があること。</p> <p>十九 公債費負担の計画的な適正化に要する経費があること。</p>

<p>二一 病院内保育所の運営に要する経費があること。</p> <p>二二 耐震改修事業に要する経費があること。</p> <p>二三 アスベスト改修事業に要する経費があること。</p> <p>二四 集落対策に要する経費があること。</p> <p>二五 携帯電話等エリア整備事業に要する経費があること。</p>	<p>二 公債費負担適正化計画（実質公債費比率による許可団体が実質公債費負担の適正な管理のための取組を計画的に行うために自主的に策定する計画をいう。）を実施する市町村のうち、策定年度から五年度以内に実質公債費比率を十八・〇パーセント未満に引き下げる市町村又はこれに準ずる市町村について、次の算式によって算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。</p> <p>算式</p> $A \times B \times (1 - (0.015 / C)) \times 0.5$ <p>算式の符号</p> <p>A 地方債の当該年度における元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p> <p>B 地方債の当該年度における元利償還金の額に対する地方債の当該年度における支払利子額（公債費負担格差是正等の算定の基礎となった支払利子額を除く。）の比率</p> <p>C 当該年度の前年度末における地方債の未償還元金の額（公債費負担格差是正等の算定の基礎となった未償還元金の額を除く。）に対する地方債の当該年度における支払利子額（公債費負担格差是正等の算定の基礎となった支払利子額を除く。）の比率</p> <p>前条第一項第一号の表<u>第二十五号</u>に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p> <p>前条第一項第一号の表<u>第二十七号</u>に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p> <p>前条第一項第一号の表<u>第二十八号</u>に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p> <p>前条第一項第一号の表<u>第二十九号</u>に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p> <p>前条第一項第一号の表<u>第三十号</u>に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p>	<p>二 公債費負担適正化計画（実質公債費比率による許可団体が実質公債費負担の適正な管理のための取組を計画的に行うために自主的に策定する計画をいう。）を実施する市町村のうち、策定年度から五年度以内に実質公債費比率を十八・〇パーセント未満に引き下げる市町村又はこれに準ずる市町村について、次の算式によって算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。</p> <p>算式</p> $A \times B \times (1 - (0.015 / C)) \times 0.5$ <p>算式の符号</p> <p>A 地方債の当該年度における元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p> <p>B 地方債の当該年度における元利償還金の額に対する地方債の当該年度における支払利子額（公債費負担格差是正等の算定の基礎となった支払利子額を除く。）の比率</p> <p>C 当該年度の前年度末における地方債の未償還元金の額（公債費負担格差是正等の算定の基礎となった未償還元金の額を除く。）に対する地方債の当該年度における支払利子額（公債費負担格差是正等の算定の基礎となった支払利子額を除く。）の比率</p> <p>前条第一項第一号の表<u>第二十六号</u>に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p> <p>前条第一項第一号の表<u>第二十八号</u>に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p> <p>前条第一項第一号の表<u>第二十九号</u>に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p> <p>前条第一項第一号の表<u>第三十号</u>に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p> <p>前条第一項第一号の表<u>第三十一号</u>に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p>
--	---	---

こと。

二十五 地域おこし協力隊員の設置等に要する経費があること。

二十六 定住自立圏構想の推進に要する経費があること。

次の算式により算定した額とする。

算式

$$A + B \times 0.5 + C \times 0.8 + D \times 0.2 + E$$

算式の符号

A 定住自立圏に係る施策に必要な専門的知識を有する外部の人材の活用
に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（ただし、当該人材の活用を開始した年度以後3箇年度に限る。）

B 定住自立圏に係る民間事業者等の活動を支援することを目的とする公益法人等に対する出資又は貸付けを行うために借り入れた地方債の当該年度における利子支払額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

C 定住自立圏における中核的な医療機関が中心となつて行う病診連携等の事業に係る負担金として当該年度において支出する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

D へき地保健医療事業実施計画に基づき定住自立圏における中核的な医療機関において実施される遠隔地医療事業に係る負担金として当該年度において支出する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

E AからDまでに掲げるもののほか、定住自立圏に係る施策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（ただし、定住自立圏構想における中心市にあつては、当該額に0.8を乗じて得た額とする。）

二十七 地域力創造のための外部人材の活用に要する経費があること。

定住自立圏構想に取り組み市町村又は過疎地域、山村地域若しくは離島等
をその区域の全部若しくは一部に含む市町村において、地域力創造のための
外部人材の活用に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきもの
として総務大臣が調査した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては
〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市
町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下
二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそ
れぞれ乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるとき
は、その端数を四捨五入する。）又は五、六〇〇、〇〇〇円（地域力創造に先

こと。

二十五 地域おこし協力隊員の設置等に要する経費があること。

二十六 定住自立圏構想の推進に要する経費があること。

次の算式により算定した額とする。

算式

$$A + B \times 0.5 + C \times 0.8 + D \times 0.2 + E$$

算式の符号

A 定住自立圏に係る施策に必要な専門的知識を有する外部の人材の活用
に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（ただし、当該人材の活用を開始した年度以後3箇年度に限る。）

B 定住自立圏に係る民間事業者等の活動を支援することを目的とする公益法人等に対する出資又は貸付けを行うために借り入れた地方債の当該年度における利子支払額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

C 定住自立圏における中核的な医療機関が中心となつて行う病診連携等の事業に係る負担金として当該年度において支出する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

D へき地保健医療事業実施計画に基づき定住自立圏における中核的な医療機関において実施される遠隔地医療事業に係る負担金として当該年度において支出する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

E AからDまでに掲げるもののほか、定住自立圏に係る施策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（ただし、定住自立圏構想における中心市にあつては、当該額に0.8を乗じて得た額とする。）

二十七 地域力創造のための外部人材の活用に要する経費があること。

定住自立圏構想に取り組み市町村又は過疎地域、山村地域若しくは離島等
をその区域の全部若しくは一部に含む市町村において、地域力創造のための
外部人材の活用に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきもの
として総務大臣が調査した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては
〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市
町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下
二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそ
れぞれ乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるとき
は、その端数を四捨五入する。）又は五、六〇〇、〇〇〇円（地域力創造に先

<p>二十八 消防団員の報酬に要する経費があること。</p>	<p>進的な実績のある地方団体の職員又は組織として総務大臣が認めたものを活用する市町村にあつては、二、四〇〇、〇〇〇円)のいずれか少ない額とする。</p> <p>当該年度の四月一日現在における非常勤消防団員の数が、総務大臣が定める算定方法によつて算定した数又は前年度の四月一日現在における非常勤消防団員の数を超える市町村について、当該市町村が非常勤消防団員に対して支払う報酬額として総務大臣が調査した額から当該年度の普通交付税の算定において非常勤消防団員の団員報酬として基準財政需要額に算入された消費税の額を控除して得た額(当該額が負数となるときは、零とする。)に〇・五を乗じて得た額とする。</p>
<p>二十九 指定暴力団対策に要する経費があること。</p>	<p>前条第一項第一号の表第三十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p>
<p>三十 コイヘルペスウイルス病対策に要する経費があること。</p>	<p>次の各号によつて算定した額の合算額とする。</p> <p>一 当該年度においてコイヘルペスウイルス病のため持続的養殖生産確保法に基づき道府県が実施する対策に関連して国の補助金等を受けて実施する疾病まん延防止対策等に要する経費(第三条第一項第三号イの表第五十号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。)のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額</p> <p>二 当該年度においてコイヘルペスウイルス病のため前号の対策に関連して実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策及び養殖業者支援対策等に要する経費(第三条第一項第三号イの表第五十号において特別交付税の算定の基礎となつた経費及び前号に定める経費を除く。)のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額</p>
<p>三十一 赤潮対策に要する経費があること。</p>	<p>当該年度において赤潮対策に要する経費(第三条第一項第三号イの表第五十一号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。)のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。</p>
<p>三十二 傷病者の搬送・受入れに係る実施基準掲載医療機関に対する助成に要する経費があること。</p>	<p>実施基準掲載医療機関に対する助成を行う市町村について、次の算式によつて算定した額(複数の実施基準掲載医療機関に助成を行う市町村にあつては、医療機関ごとに次の算式によつて算定した額の合算額)とする。</p>
<p>算式</p>	<p>$A \times \alpha$</p>
<p>算式の符号</p>	<p>A 次に掲げる地方団体の区分に応じ、それぞれ次に定める額(当該額が2</p>
<p>二十八 消防団員の報酬に要する経費があること。</p>	<p>進的な実績のある地方団体の職員又は組織として総務大臣が認めたものを活用する市町村にあつては、二、四〇〇、〇〇〇円)のいずれか少ない額とする。</p> <p>当該年度の四月一日現在における非常勤消防団員の数が、総務大臣が定める算定方法によつて算定した数又は前年度の四月一日現在における非常勤消防団員の数を超える市町村について、当該市町村が非常勤消防団員に対して支払う報酬額として総務大臣が調査した額から当該年度の普通交付税の算定において非常勤消防団員の団員報酬として基準財政需要額に算入された消費税の額を控除して得た額(当該額が負数となるときは、零とする。)に〇・五を乗じて得た額とする。</p>
<p>二十九 指定暴力団対策に要する経費があること。</p>	<p>前条第一項第一号の表第三十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p>
<p>三十 コイヘルペスウイルス病対策に要する経費があること。</p>	<p>次の各号によつて算定した額の合算額とする。</p> <p>一 当該年度においてコイヘルペスウイルス病のため持続的養殖生産確保法に基づき道府県が実施する対策に関連して国の補助金等を受けて実施する疾病まん延防止対策等に要する経費(第三条第一項第三号イの表第五十二号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。)のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額</p> <p>二 当該年度においてコイヘルペスウイルス病のため前号の対策に関連して実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策及び養殖業者支援対策等に要する経費(第三条第一項第三号イの表第五十二号において特別交付税の算定の基礎となつた経費及び前号に定める経費を除く。)のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額</p>
<p>三十一 赤潮対策に要する経費があること。</p>	<p>当該年度において赤潮対策に要する経費(第三条第一項第三号イの表第五十三号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。)のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。</p>
<p>三十二 傷病者の搬送・受入れに係る実施基準掲載医療機関に対する助成に要する経費があること。</p>	<p>実施基準掲載医療機関に対する助成を行う市町村について、次の算式によつて算定した額(複数の実施基準掲載医療機関に助成を行う市町村にあつては、医療機関ごとに次の算式によつて算定した額の合算額)とする。</p>
<p>算式</p>	<p>$A \times \alpha$</p>
<p>算式の符号</p>	<p>A 次に掲げる地方団体の区分に応じ、それぞれ次に定める額(当該額が2</p>

<p>三十三 非常勤 職員の公務災害補償に要する経費があること。</p> <p>三十四 離島高校生修学支援事業に要する経費があること。</p> <p>三十五 電気通信に関する施設の維持管理に要する経費があること。</p>	<p>0,000,000円を超えるときは、20,000,000円とする。）</p> <p>イ 過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項又は第33条第1項に規定する過疎地域である市町村（以下この号において「過疎市町村」という。）以外の市町村 実施基準掲載医療機関に対する助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は実施基準掲載医療機関が当該年度において救急搬送により受け入れた傷病者数として総務大臣が調査した数に13,000円を乗じて得た額（同一の実施基準掲載医療機関に対して複数の市町村が助成を行っている場合においては、当該額を当該市町村の助成の額で按分して得た額）のうちいずれか少ない額</p> <p>ロ 過疎市町村 実施基準掲載医療機関に対する助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p> <p>α 1から財政力指数（小数点以下2位未満は、四捨五入する。）を2で除して得た数を控除して得た数（ただし、0.5未満の場合は0.5、0.8を超える場合は0.8とする。）（指定都市以外の市町村にあつては、0.8とする。）</p> <p>前条第一項第一号の表<u>第四十号</u>に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p> <p>前条第一項第一号の表<u>第四十一号</u>に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p> <p>離島地域、豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第一項の規定に基づき指定された豪雪地帯、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第二条第一項に規定する辺地、山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定に基づき指定された振興山村、半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域、特定農山村地域における農業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第二条第一項に規定する特定農山村地域又は過疎地域を含む区域において、市町村若しくは一部事務組合等（以下この号において「市町村等」という。）又は民間事業者等（市町村等から電気通信に関する施設を借り受けているものに限る。）が経営するインターネット接続サービス、有線テレビジョン放送（有線電気通信設備の提供を受けて行われるものを除く。）又は地上基</p>	<p>三十三 非常勤 職員の公務災害補償に要する経費があること。</p> <p>三十四 離島高校生修学支援事業に要する経費があること。</p> <p>三十五 電気通信に関する施設の維持管理に要する経費があること。</p>	<p>0,000,000円を超えるときは、20,000,000円とする。）</p> <p>イ 過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項又は第33条第1項に規定する過疎地域である市町村（以下この号において「過疎市町村」という。）以外の市町村 実施基準掲載医療機関に対する助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は実施基準掲載医療機関が当該年度において救急搬送により受け入れた傷病者数として総務大臣が調査した数に13,000円を乗じて得た額（同一の実施基準掲載医療機関に対して複数の市町村が助成を行っている場合においては、当該額を当該市町村の助成の額で按分して得た額）のうちいずれか少ない額</p> <p>ロ 過疎市町村 実施基準掲載医療機関に対する助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p> <p>α 1から財政力指数（小数点以下2位未満は、四捨五入する。）を2で除して得た数を控除して得た数（ただし、0.5未満の場合は0.5、0.8を超える場合は0.8とする。）（指定都市以外の市町村にあつては、0.8とする。）</p> <p>前条第一項第一号の表<u>第四十一号</u>に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p> <p>前条第一項第一号の表<u>第四十二号</u>に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p> <p>離島地域、豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第一項の規定に基づき指定された豪雪地帯、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第二条第一項に規定する辺地、山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定に基づき指定された振興山村、半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域、特定農山村地域における農業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第二条第一項に規定する特定農山村地域又は過疎地域を含む区域において、市町村若しくは一部事務組合等（以下この号において「市町村等」という。）又は民間事業者等（市町村等から電気通信に関する施設を借り受けているものに限る。）が経営するインターネット接続サービス、有線テレビジョン放送（有線電気通信設備の提供を受けて行われるものを除く。）又は地上基</p>
--	--	--	---

<p>三十六 分娩医療機関のない離島における妊婦の健康診査及び分娩の支援に要する経費があること。</p>	<p>三十七 地域鉄道支援に要する経費があること。</p>	<p>三十八 ラジオ難聴解消対策に要する経費があること。</p>	<p>三十九 水防団員の退職報償金に要する経費があること。</p>	<p>四十 新型インフルエンザ予防接種に要する経費があること。</p>	<p>四十一 分散型エネルギーインフラプロジェクトの推進に要する経費があること。</p>	<p>四十二 地域おこし企業人の</p>
<p>幹放送に係る電気通信に関する施設の維持管理に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。</p> <p>前条第一項第一号の表<u>第四十三号</u>に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p> <p>前条第一項第一号の表<u>第四十四号</u>に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p> <p>次の各号によつて算定した額の合算額とする。</p> <p>一 前条第一項第一号の表<u>第四十八号</u>に規定する算定方法に準じて算定した額</p> <p>二 市町村が単独事業として実施するラジオ難聴解消対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三を乗じて得た額</p> <p>市町村が水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第六条の三の規定に基づき支給した退職報償金に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。</p> <p>前条第一項第一号の表<u>第四十七号</u>に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p> <p>前条第一項第一号の表<u>第四十九号</u>に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p> <p>次の算式によつて算定した額とする。</p>						
<p>三十六 分娩医療機関のない離島における妊婦の健康診査及び分娩の支援に要する経費があること。</p>	<p>三十七 地域鉄道支援に要する経費があること。</p>	<p>三十八 ラジオ難聴解消対策に要する経費があること。</p>	<p>三十九 水防団員の退職報償金に要する経費があること。</p>	<p>四十 新型インフルエンザ予防接種に要する経費があること。</p>	<p>四十一 分散型エネルギーインフラプロジェクトの推進に要する経費があること。</p>	<p>四十二 地域おこし企業人の</p>
<p>幹放送に係る電気通信に関する施設の維持管理に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。</p> <p>前条第一項第一号の表<u>第四十四号</u>に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p> <p>前条第一項第一号の表<u>第四十五号</u>に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p> <p>次の各号によつて算定した額の合算額とする。</p> <p>一 前条第一項第一号の表<u>第四十九号</u>に規定する算定方法に準じて算定した額</p> <p>二 市町村が単独事業として実施するラジオ難聴解消対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三を乗じて得た額</p> <p>市町村が水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第六条の三の規定に基づき支給した退職報償金に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。</p> <p>前条第一項第一号の表<u>第四十八号</u>に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p> <p>前条第一項第一号の表<u>第五十号</u>に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p> <p>次の算式によつて算定した額とする。</p>						

受入れ等に要する経費がある場合。	$A \times 0.5 + B + C \times 0.5$ 算式の符号	<p>A 地域おこし企業人の受入れの開始の日までに必要となる当該受入れに要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が1,000,000円を超えるときは1,000,000円とする。）</p> <p>B 地域おこし企業人の受入れの開始の日からその終了の日までの期間に必要となる当該受入れに要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が5,600,000円を超えるときは5,600,000円とする。）</p> <p>C 地域おこし企業人の提案した事業の実施に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が1,000,000円を超えるときは1,000,000円とする。）</p>	受入れ等に要する経費がある場合。	$A \times 0.5 + B + C \times 0.5$ 算式の符号	<p>A 地域おこし企業人の受入れの開始の日までに必要となる当該受入れに要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が1,000,000円を超えるときは1,000,000円とする。）</p> <p>B 地域おこし企業人の受入れの開始の日からその終了の日までの期間に必要となる当該受入れに要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が3,500,000円を超えるときは3,500,000円とする。）</p> <p>C 地域おこし企業人の提案した事業の実施に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が1,000,000円を超えるときは1,000,000円とする。）</p>
四十三 多面的機能支払・環境保全向上対策に要する経費がある場合。	<p>前条第一項第一号の表<u>第五十号</u>に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「第九条第二項」とあるのは「第九条第一項」と、「〇・〇」が「〇〇〇円」とあるのは「<u>八七、八〇〇円</u>」と、「〇・四」とあるのは「〇・六」と読み替えるものとする。</p>	<p>前条第一項第一号の表<u>第五十号</u>に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「第九条第二項」とあるのは「第九条第一項」と、「〇・〇」が「〇〇〇円」とあるのは「<u>八四、三〇〇円</u>」と、「〇・四」とあるのは「〇・六」と読み替えるものとする。</p>	四十三 多面的機能支払・環境保全向上対策に要する経費がある場合。	<p>前条第一項第一号の表<u>第五十一号</u>に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「第九条第二項」とあるのは「第九条第一項」と、「〇・〇」が「〇〇〇円」とあるのは「<u>八四、三〇〇円</u>」と、「〇・四」とあるのは「〇・六」と読み替えるものとする。</p>	<p>前条第一項第一号の表<u>第五十二号</u>に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p>
四十四 奄美群島振興に要する経費がある場合。	<p>前条第一項第一号の表<u>第五十一号</u>に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p>	<p>前条第一項第一号の表<u>第五十二号</u>に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p>	四十四 奄美群島振興に要する経費がある場合。	<p>前条第一項第一号の表<u>第五十二号</u>に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p>	<p>前条第一項第一号の表<u>第五十三号</u>に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p>
四十五 小規模学童保育に要する経費がある場合。	<p>単独事業として実施する小規模学童保育を受ける児童数として総務大臣が調査した数に五五、〇〇〇円を乗じて得た額とする。</p>	<p>単独事業として実施する小規模学童保育を受ける児童数として総務大臣が調査した数に五五、〇〇〇円を乗じて得た額とする。</p>	四十五 小規模学童保育に要する経費がある場合。	<p>単独事業として実施する小規模学童保育を受ける児童数として総務大臣が調査した数に五五、〇〇〇円を乗じて得た額とする。</p>	<p>単独事業として実施する小規模学童保育を受ける児童数として総務大臣が調査した数に五五、〇〇〇円を乗じて得た額とする。</p>
四十六 地域公共交通再編推進事業に要する経費がある場合。	<p>前条第一項第一号の表<u>第五十三号</u>に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p>	<p>前条第一項第一号の表<u>第五十四号</u>に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p>	四十六 地域公共交通再編推進事業に要する経費がある場合。	<p>前条第一項第一号の表<u>第五十四号</u>に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p>	<p>前条第一項第一号の表<u>第五十五号</u>に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p>
四十七 公共施設等運営権の設置の準備に要する経費がある場合。	<p>前条第一項第一号の表<u>第五十四号</u>に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p>	<p>前条第一項第一号の表<u>第五十五号</u>に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p>	四十七 公共施設等運営権の設置の準備に要する経費がある場合。	<p>前条第一項第一号の表<u>第五十五号</u>に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p>	<p>前条第一項第一号の表<u>第五十六号</u>に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p>
四十八 空き家対策に要する	<p>前条第一項第一号の表<u>第五十五号</u>に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p>	<p>前条第一項第一号の表<u>第五十六号</u>に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p>	四十八 空き家対策に要する	<p>前条第一項第一号の表<u>第五十六号</u>に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p>	<p>前条第一項第一号の表<u>第五十六号</u>に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p>

<p>経費があること。</p> <p>四十九 権限の移譲により実施する事務に要する経費があること。</p>	<p>国又は道府県からの権限の移譲により実施する事務について、次の表の上欄に掲げる事務の数として総務大臣が調査した数に、それぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1197 376 1273 896">項</th> <th data-bbox="1197 896 1273 1108">目</th> <th data-bbox="1197 1108 1273 1120">額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1098 376 1189 896">道路運送法の規定による自家用有償旅客運送の登録に係る事務</td> <td data-bbox="1098 896 1189 1108"></td> <td data-bbox="1098 1108 1189 1120">一、九〇〇円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="992 376 1093 896">農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の規定による農地転用の許可等に係る事務</td> <td data-bbox="992 896 1093 1108"></td> <td data-bbox="992 1108 1093 1120">一六、〇〇〇円</td> </tr> </tbody> </table>	項	目	額	道路運送法の規定による自家用有償旅客運送の登録に係る事務		一、九〇〇円	農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の規定による農地転用の許可等に係る事務		一六、〇〇〇円
項	目	額								
道路運送法の規定による自家用有償旅客運送の登録に係る事務		一、九〇〇円								
農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の規定による農地転用の許可等に係る事務		一六、〇〇〇円								
<p>五十 大学等との連携による雇用創出・若者定着の促進に要する経費があること。</p>	<p>前条第一項第一号の表第五十七号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p>									
<p>五十一 奨学金を活用した大学生等の地方定着促進に要する経費があること。</p>	<p>前条第一項第一号の表第五十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p>									
<p>五十二 移住・定住対策に要する経費があること。</p>	<p>次の各号によつて算定した額の合算額とする。</p> <p>一 移住希望者等に対する情報発信、移住体験の実施及び移住者の受入環境の整備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額</p> <p>二 移住コーディネーター又は定住支援員の設置、移住希望者に対する相談対応等の実施及び移住者に対する支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p>									

<p>経費があること。</p> <p>四十九 権限の移譲により実施する事務に要する経費があること。</p>	<p>国又は道府県からの権限の移譲により実施する事務について、次の表の上欄に掲げる事務の数として総務大臣が調査した数に、それぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1197 1314 1273 1834">項</th> <th data-bbox="1197 1834 1273 2047">目</th> <th data-bbox="1197 2047 1273 2058">額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1098 1314 1189 1834">道路運送法の規定による自家用有償旅客運送の登録に係る事務</td> <td data-bbox="1098 1834 1189 2047"></td> <td data-bbox="1098 2047 1189 2058">一、九〇〇円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="992 1314 1093 1834">農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の規定による農地転用の許可等に係る事務</td> <td data-bbox="992 1834 1093 2047"></td> <td data-bbox="992 2047 1093 2058">一六、〇〇〇円</td> </tr> </tbody> </table>	項	目	額	道路運送法の規定による自家用有償旅客運送の登録に係る事務		一、九〇〇円	農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の規定による農地転用の許可等に係る事務		一六、〇〇〇円
項	目	額								
道路運送法の規定による自家用有償旅客運送の登録に係る事務		一、九〇〇円								
農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の規定による農地転用の許可等に係る事務		一六、〇〇〇円								
<p>五十 大学等との連携による雇用創出・若者定着の促進に要する経費があること。</p>	<p>前条第一項第一号の表第五十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p>									
<p>五十一 奨学金を活用した大学生等の地方定着促進に要する経費があること。</p>	<p>前条第一項第一号の表第五十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p>									
<p>五十二 移住・定住対策に要する経費があること。</p>	<p>次の各号によつて算定した額（第一号に掲げる額については、当該規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額とする。</p> <p>一 移住希望者等に対する情報発信、移住体験の実施及び移住者の受入環境の整備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額</p> <p>二 移住コーディネーター又は定住支援員の設置、移住希望者に対する相談対応等の実施及び移住者に対する支援に要する経費のうち特別交付税の算</p>									

<p>五十三 海岸漂着物等地域対策推進事業に要する経費があること。</p>	<p>前条第一項第一号の表第六十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p>	<p>五十三 海岸漂着物等地域対策推進事業に要する経費があること。</p>	<p>定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額 前条第一項第一号の表第六十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p>
<p>五十四 地域防災マネー</p>	<p>前条第一項第一号の表第六十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p>	<p>五十四 地域防災マネー</p>	<p>前条第一項第一号の表第六十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p>
<p>五十五 災害時帰宅困難者対策事業に要する経費があること。</p>	<p>前条第一項第一号の表第六十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p>	<p>五十五 災害時帰宅困難者対策事業に要する経費があること。</p>	<p>前条第一項第一号の表第六十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p>
<p>五十六 連携中核都市圏構想の推進に要する経費があること。</p>	<p>次の算式によつて算定した額とする。 算式 $A + B \times 0.5 + C \times 0.8 + D \times 0.2 + E$ 算式の符号 A 連携中核都市圏に係る施策に必要な専門的知識を有する外部の人材の活用に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（ただし、当該人材の活用を開始した年度以後3箇年度に限る。） B 連携中核都市圏に係る民間事業者等の活動を支援することを目的とする公益法人等に対する出資又は貸付けを行うために借り入れた地方債の当該年度における利子支払額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額 C 連携中核都市圏における中核的な医療機関が中心となつて行う病診連携等の事業に係る負担金として当該年度において支出する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額 D へき地保健医療事業実施計画に基づき連携中核都市圏における中核的な医療機関において実施される遠隔地医療事業に係る負担金として当該年度において支出する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額 E AからDまでに掲げるもののほか、連携中核都市圏に係る施策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（ただし、連携中核都市にあつては、その調査した額に0.8を乗</p>	<p>五十六 連携中核都市圏構想の推進に要する経費があること。</p>	<p>次の算式によつて算定した額とする。 算式 $A + B \times 0.5 + C \times 0.8 + D \times 0.2 + E$ 算式の符号 A 連携中核都市圏に係る施策に必要な専門的知識を有する外部の人材の活用に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（ただし、当該人材の活用を開始した年度以後3箇年度に限る。） B 連携中核都市圏に係る民間事業者等の活動を支援することを目的とする公益法人等に対する出資又は貸付けを行うために借り入れた地方債の当該年度における利子支払額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額 C 連携中核都市圏における中核的な医療機関が中心となつて行う病診連携等の事業に係る負担金として当該年度において支出する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額 D へき地保健医療事業実施計画に基づき連携中核都市圏における中核的な医療機関において実施される遠隔地医療事業に係る負担金として当該年度において支出する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額 E AからDまでに掲げるもののほか、連携中核都市圏に係る施策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（ただし、連携中核都市にあつては、その調査した額に0.8を乗</p>

五十七 地方創生の推進に要する経費があること。	（して替へた読みとする。） 前条第一項第一号の表第六十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「0.5」とあるのは、「0.8」と読み替えるものとする。	五十七 地方創生の推進に要する経費があること。	（して替へた読みとする。） 前条第一項第一号の表第六十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「0.5」とあるのは、「0.8」と読み替えるものとする。
五十八 投票所への移動支援に要する経費があること。	市町村の議会の議員及び長の選挙について、前条第一項第一号の表第六十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。	五十八 投票所への移動支援に要する経費があること。	市町村の議会の議員及び長の選挙について、前条第一項第一号の表第六十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
五十九 公営企業経営支援人材ネット事業に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第六十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。	五十九 公営企業経営支援人材ネット事業に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第六十六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
六十 病害虫等の防除に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第六十七号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。	六十 病害虫等の防除に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第六十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
六十一 貝毒対策に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第六十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。	六十一 貝毒対策に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第六十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
六十二 天然記念物被害防止等対策に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第六十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。	六十二 天然記念物被害防止等対策に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第七十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
六十三 湖沼水質保全特別措置法により指定された湖沼の水質保全に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第七十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。	六十三 湖沼水質保全特別措置法により指定された湖沼の水質保全に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第七十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
六十四 山岳遭難又は海難の救助に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第七十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。	六十四 山岳遭難又は海難の救助に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第七十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

<p>六十五 塩害対策に要する経費があること。</p> <p>六十六 共通投票所の設置に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織による選挙人名簿の対照等に使用する設備の整備に要する経費があること。</p> <p>六十七 ふるさとワーキングホリデーの実施に要する経費があること。</p>	<p>前条第一項第一号の表第七十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p> <p>前条第一項第一号の表第七十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市区町村」と読み替えるものとする。</p>	<p>前条第一項第一号の表第七十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p> <p>前条第一項第一号の表第七十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市区町村」と読み替えるものとする。</p>
<p>六十八 お試しサテライトオフィスの実施に要する経費があること。</p> <p>六十九 公立大学等による地域連携センターの運営に要する経費があること。</p>	<p>前条第一項第一号の表第七十七号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p> <p>前条第一項第一号の表第七十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。</p>	<p>前条第一項第一号の表第七十七号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p> <p>前条第一項第一号の表第七十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。</p>

<p>六十五 塩害対策に要する経費があること。</p> <p>六十六 共通投票所の設置に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織による選挙人名簿の対照等に使用する設備の整備に要する経費があること。</p> <p>六十七 チャレンジ・ふるさとワークに要する経費があること。</p>	<p>前条第一項第一号の表第七十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p> <p>前条第一項第一号の表第七十六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市区町村」と読み替えるものとする。</p>	<p>前条第一項第一号の表第七十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p> <p>前条第一項第一号の表第七十六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市区町村」と読み替えるものとする。</p>
<p>六十八 公立大学等による地域連携センターの運営に要する経費があること。</p>	<p>前条第一項第一号の表第七十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。</p>	<p>前条第一項第一号の表第七十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。</p> <p>次の算式によつて算定した額とする。</p> <p>算式 $(A+B+C) \times 0.5$ 算式の符号 A ふるさとワーキングホリデーの実施に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は15,000,000円に当該事業における全参加者の延べ滞在日数に5,000円を乗じて得た額を加えた額のいずれか少ない額 B お試しサテライトオフィスの実施に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は10,000,000円のうちいずれか少ない額</p>

<p>七十 特定有人 国境離島地域に係る地域社会の維持に要する経費がある(イ)。</p>	<p>次の算式によって算定した額とする。</p> <p>算式 $A \times 0.5 + B \times 0.7$</p> <p>算式の符号</p> <p>A 国の補助金を受けて実施する特定有人国境離島地域における地域社会の維持に関する事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p> <p>B 国の行う特定有人国境離島地域における漁業の再生を支援するための施策と連携を図り当該市町村が当該年度に地方単独事業として行う離島漁業の再生支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p>	<p>六十 特定有人 国境離島地域に係る地域社会の維持に要する経費がある(イ)。</p>	<p>次の算式によって算定した額とする。</p> <p>算式 $A \times 0.5 + B \times 0.7$</p> <p>算式の符号</p> <p>A 国の補助金を受けて実施する特定有人国境離島地域における地域社会の維持に関する事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p> <p>B 国の行う特定有人国境離島地域における漁業の再生を支援するための施策と連携を図り当該市町村が当該年度に地方単独事業として行う離島漁業の再生支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p>
<p>七十一 再編推進事業に要する経費があること。</p>	<p>再編推進事業に要する経費があること。</p>		
<p>七十二 沖縄離島活性化推進事業に要する経費があること。</p>	<p>沖縄離島活性化推進事業(非公共事業のうち)に要する経費があること。</p>		
<p>七十三 医療的ケア児保育支援モデル事業に要する経費があること。</p>	<p>医療的ケア児保育支援モデル事業に要する経費があること。</p>		
<p>七十四 鉄道災害復旧事業に要する経費があること。</p>	<p>鉄道災害復旧事業に要する経費があること。</p>		
<p>七十五 ふるさと起業家支援プロジェクトに要する経費があること。</p>	<p>ふるさと起業家支援プロジェクトに要する経費があること。</p>		
<p>七十六 地方大 学・地域産業 創生事業に要 する経費があ る。</p>	<p>地方大 学・地域産業 創生交付金に 要する経費が ある。</p>		

<p>八十三 アイヌ</p>	<p>あること。</p> <p>七十七 屋外分煙施設の整備に要する経費があること。</p> <p>七十八 地域連営組織の経営力強化に要する経費があること。</p> <p>七十九 高齢者等世帯に対するごみ出し支援に要する経費があること。</p> <p>八十 地域鉄道の代替輸送運行事業に要する経費があること。</p> <p>八十一 地域における多文化共生の推進に要する経費があること。</p> <p>八十二 高度無線環境整備推進事業に要する経費があること。</p>
<p>アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する。</p>	<p>前条第一項第一号の表第八十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。</p> <p>前条第一項第一号の表第八十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p> <p>高齢者等世帯に対するごみ出し支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。）に〇・五を乗じて得た額とする。</p> <p>前条第一項第一号の表第八十七号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p> <p>次の算式によって算定した額とする。</p> <p>算式</p> $A \times 0.8 + (B + C) \times 0.5$ <p>算式の符号</p> <p>A 国の交付金を受けて実施する在留外国人に対する情報提供及び相談を多言語で行うワンストップ型の相談窓口の運営に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p> <p>B 行政・生活情報の多言語化の推進に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p> <p>C 多文化共生アドバイザーの活用及び多文化共生地域会議の開催に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p> <p>電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者（地方公共団体を除く。）が国の補助金を受けて実施する高度無線環境整備推進事業に対する補助に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。</p>

<p>〔新設〕</p>	<p>あること。</p> <p>七十六 屋外分煙施設の整備に要する経費があること。</p> <p>〔新設〕</p> <p>前条第一項第一号の表第八十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。</p> <p>〔新設〕</p>
-------------	---

政策の推進に
る法律（平成三十一年法律第十六号）第十五条の規定により国の交付金を受
要する経費が
ける実施する事業（地方債を起すことができないものに限る。）に要する経
費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額
あること。
に〇・五を乗じて得た額とする。

ロ 次に掲げる事情を考慮して定める額

- (1) 人口急増地域及び児童生徒急増地域であるため、特別の財政需要があること。
- (2) 特殊土壌地帯があるため、特別の財政需要があること。
- (3) 地震対策に要する経費が多額であること。
- (4) 過疎等の地域の振興に要する経費が多額であること。
- (5) 山村振興対策に要する経費が多額であること。
- (6) 出稼者対策に要する経費が多額であること。
- (7) へき地における医師確保のための経費が多額であること。
- (8) 交通安全対策に要する経費が多額であること。
- (9) 青少年教育施設があるため、特別の財政需要があること。
- (10) 博物館があるため、特別の財政需要があること。
- (11) 公園等の観光地があるため、特別の財政需要があること。
- (12) 外国の地方公共団体との友好協力関係の増進に係る事業、国際交流事業、国際協力事業、在留外国人の急増対策その他の国際化対策に要する経費が多額であること。
- (13) ダム対策に要する経費が多額であること。
- (14) 緊急消防援助隊による消防の応援を受けたため、特別の財政需要があること。
- (15) 災害の画像情報を伝送するためのシステムの運営に要する経費が多額であること。
- (16) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の譲渡線工事に係る利子補給を行うため、特別の財政需要があること。
- (17) 地域鉄道の高度化のための改良事業に対する助成に要する経費が多額であること。
- (18) 消防操法大会への参加に要する経費が多額であること。
- (19) ため池があるため、特別の財政需要があること。
- (20) 北方領土問題対策に要する経費が多額であること。
- (21) 地下水の汚染対策に要する経費が多額であること。
- (22) 下水汚染処理対策に要する経費が多額であること。
- (23) 隣保館に要する経費が多額であること。
- (24) 住宅新築資金等貸付事業に要する経費が多額であること。
- (25) 人権教育及び人権啓発に要する経費が多額であること。
- (26) 公害対策に要する経費が多額であること。
- (27) 市町村の長又は議会の議員に係る特別選挙等があるため、特別の財政需要があること。
- (28) その他財政需要又は財政収入が過大又は過少であること。

四 次に掲げる額の合算額

イ 前条第一項第三号の額の算定方法に準じて算定した額

ロ 次に掲げる事情を考慮して定める額

- (1) 人口急増地域及び児童生徒急増地域であるため、特別の財政需要があること。
- (2) 特殊土壌地帯があるため、特別の財政需要があること。
- (3) 地震対策に要する経費が多額であること。
- (4) 過疎等の地域の振興に要する経費が多額であること。
- (5) 山村振興対策に要する経費が多額であること。
- (6) 出稼者対策に要する経費が多額であること。
- (7) へき地における医師確保のための経費が多額であること。
- (8) 交通安全対策に要する経費が多額であること。
- (9) 青少年教育施設があるため、特別の財政需要があること。
- (10) 博物館があるため、特別の財政需要があること。
- (11) 公園等の観光地があるため、特別の財政需要があること。
- (12) 外国の地方公共団体との友好協力関係の増進に係る事業、国際交流事業、国際協力事業、在留外国人の急増対策その他の国際化対策に要する経費が多額であること。
- (13) ダム対策に要する経費が多額であること。
- (14) 緊急消防援助隊による消防の応援を受けたため、特別の財政需要があること。
- (15) 災害の画像情報を伝送するためのシステムの運営に要する経費が多額であること。
- (16) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の譲渡線工事に係る利子補給を行うため、特別の財政需要があること。
- (17) 地域鉄道の高度化のための改良事業に対する助成に要する経費が多額であること。
- (18) 消防操法大会への参加に要する経費が多額であること。
- (19) ため池があるため、特別の財政需要があること。
- (20) 北方領土問題対策に要する経費が多額であること。
- (21) 地下水の汚染対策に要する経費が多額であること。
- (22) 下水汚染処理対策に要する経費が多額であること。
- (23) 隣保館に要する経費が多額であること。
- (24) 住宅新築資金等貸付事業に要する経費が多額であること。
- (25) 人権教育及び人権啓発に要する経費が多額であること。
- (26) 公害対策に要する経費が多額であること。
- (27) 市町村の長又は議会の議員に係る特別選挙等があるため、特別の財政需要があること。
- (28) その他財政需要又は財政収入が過大又は過少であること。

四 次に掲げる額の合算額

イ 前条第一項第三号の額の算定方法に準じて算定した額

口 第三条第一項第四号の額から同項第三号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

五 第三条第一項第五号の額から、同項第三号の額から同項第四号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）と同項第二号の額の合算額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

2 第二条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第五条第一項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第五条第一項」と、「各道府県」とあるのは「各市町村」と、「当該道府県」とあるのは「当該市町村」と、「当該額のうち同項第三号の額を除き、その」とあるのは「当該額」と読み替えるものとする。

3 第三条第一項第一号から第五号までに掲げる算定額のうち、当該年度の十二月分の特別交付税の額の算定の基礎に算入すべき額で、当該基礎に算入しなかつた額がある場合には、当該額を当該年度の三月分の特別交付税の額の算定の基礎に算入することができる。この場合において、同項第一号のイに掲げる算定額に係るものについては第五条第一項第一号のイの額に、第三条第一項第一号のロに掲げる算定額に係るものについては第五条第一項第一号のロの額に、第三条第一項第二号に掲げる算定額に係るものについては第五条第一項第二号の額に、第三条第一項第三号に掲げる算定額に係るものについては第五条第一項第三号の額に、第三条第一項第四号に掲げる算定額に係るものについては第五条第一項第四号のイの額に、第三条第一項第五号に掲げる算定額に係るものについては第五条第一項第五号の額に含めてこれらの額を算定するものとする。

（都道府県知事の事務）

第七条 都道府県知事は、第三条及び第五条の規定並びに総務大臣の定めるところにより、市町村ごとの額を算定しなければならない。

2 前項の規定による算定に当たっては、都道府県知事は、第三条第一項第一号ロ及び同項第三号ロ並びに第五条第一項第一号ロに掲げる事項に係る額については、当該算定方法にかかわらず、当該算定方法に準ずる方法によつて算定することができる。

3 都道府県知事は、総務大臣の定める日までに、前二項の規定により算定した市町村ごとの額を総務大臣に報告しなければならない。

附 則

（道府県に係る十二月分の算定方法の特例）

第四条 令和元年度に限り、第二条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（第三号に掲げる額については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

【一〇八 略】

口 第三条第一項第四号の額から同項第三号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

五 第三条第一項第五号の額から、同項第三号の額から同項第四号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）と同項第二号の額の合算額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

2 第二条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第五条第一項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第五条第一項」と、「各道府県」とあるのは「各市町村」と、「当該道府県」とあるのは「当該市町村」と、「当該額のうち同項第三号の額を除き、その」とあるのは「当該額」と読み替えるものとする。

3 第三条第一項第一号から第五号までに掲げる算定額のうち、当該年度の十二月分の特別交付税の額の算定の基礎に算入すべき額で、当該基礎に算入しなかつた額がある場合には、当該額を当該年度の三月分の特別交付税の額の算定の基礎に算入することができる。この場合において、同項第一号のイに掲げる算定額に係るものについては第五条第一項第一号のイの額に、第三条第一項第一号のロに掲げる算定額に係るものについては第五条第一項第一号のロの額に、第三条第一項第二号に掲げる算定額に係るものについては第五条第一項第二号の額に、第三条第一項第三号に掲げる算定額に係るものについては第五条第一項第三号の額に、第三条第一項第四号に掲げる算定額に係るものについては第五条第一項第四号のイの額に、第三条第一項第五号に掲げる算定額に係るものについては第五条第一項第五号の額に含めてこれらの額を算定するものとする。

（都道府県知事の事務）

第七条 都道府県知事は、第三条及び第五条の規定並びに総務大臣の定めるところにより、市町村ごとの額を算定しなければならない。

2 前項の規定による算定に当たっては、都道府県知事は、第三条第一項第一号ロ及び同項第三号ロ並びに第五条第一項第一号ロに掲げる事項に係る額については、当該算定方法にかかわらず、当該算定方法に準ずる方法によつて算定することができる。

3 都道府県知事は、総務大臣の定める日までに、前二項の規定により算定した市町村ごとの額を総務大臣に報告しなければならない。

附 則

（道府県に係る十二月分の算定方法の特例）

第四条 令和元年度に限り、第二条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（第三号に掲げる額については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

【一〇八 同上】

九 独立行政法人農畜産業振興機構の行うASF侵入防止緊急支援事業と連携を図り当該道府県が当該年度に行うアフリカ豚熱対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

〔256 略〕

(道府県に係る三月分の算定方法の特例)

第六条 **令和元年度**に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額(第三号、第四号、**第八号**、**第十一号**、**第十四号**から**第十六号**まで、**第三十一号**から**第三十三号**まで、**第三十五号**及び**第三十六号**)に掲げる額については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数(小数点以下二位未満は、四捨五入する。)を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。(表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)の合算額を加えた額とする。

一 当該年度において普通交付税に関する省令第二十七条第四号により過大に係る額として算定した額が、同条第一号から第三号までの規定により算定した額を超える場合における当該超える額

二 次によつて算定した額の合算額

イ 水俣病問題の最終的かつ全面的解決に伴い、一時金支払資金に係る金融支援を行うとともに水俣病の発生によつて経済的かつ社会的に深刻な影響を受けた地域(以下「水俣病影響地域」という。)の協調及び発展に関する事業を推進することにより、当該地域の再生及び振興に寄与することを目的とする旧民法法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)第三十八条の規定による改正前の民法第三十四条の規定により設立された法人をいう。以下同じ。)に出資するために借り入れた地方債の当該年度における利子支払額(水俣病影響地域の再生及び振興に資するため、地域住民の絆の修復並びに水俣病発生地域における健康上の不安の解消及び健康増進を図る事業の実施の拠点となる施設の設置及び運営を事業とする旧民法法人の当該施設の設置に係る支援に必要な資金に充てるべきものとして出資するために借り入れた地方債にあつては、当該年度における元利償還金の額)に〇・八を乗じて得た額

ロ 水俣及び芦北地域における環境配慮型の先端技術の研究開発を支援することにより、水俣病影響地域の振興及び発展に寄与することを目的とする旧民法法人に出資するために借り入れた地方債の当該年度における利子支払額に〇・八を乗じて得た額

ハ 国の施策に基づいて要請された金融支援として水俣病発生地域において水俣病の原因となる物質を排出した法人への無利子の貸付けに係る経費に充てるため、当該年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における利子支払額

ニ 国の施策に基づいて要請された金融支援として水俣病発生地域において水俣病の原因となる物質を排出した法人への無利子の貸付けに係る経費に充てるため、平成十二年度から当該年度の前年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債(平成十

九 独立行政法人農畜産業振興機構の行うASF侵入防止緊急支援事業と連携を図り当該道府県が当該年度に行うアフリカ豚コレラ対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

〔256 同上〕

(道府県に係る三月分の算定方法の特例)

第六条 平成三十年度に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額(第三号、第四号、**第八号**、**第十四号**及び**第二十一号**)に掲げる額については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数(小数点以下二位未満は、四捨五入する。)を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。(表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)の合算額を加えた額とする。

一 当該年度において普通交付税に関する省令第二十七条第四号により過大に係る額として算定した額が、同条第一号から第三号までの規定により算定した額を超える場合における当該超える額

二 次によつて算定した額の合算額

イ 水俣病問題の最終的かつ全面的解決に伴い、一時金支払資金に係る金融支援を行うとともに水俣病の発生によつて経済的かつ社会的に深刻な影響を受けた地域(以下「水俣病影響地域」という。)の協調及び発展に関する事業を推進することにより、当該地域の再生及び振興に寄与することを目的とする旧民法法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)第三十八条の規定による改正前の民法第三十四条の規定により設立された法人をいう。以下同じ。)に出資するために借り入れた地方債の当該年度における利子支払額(水俣病影響地域の再生及び振興に資するため、地域住民の絆の修復並びに水俣病発生地域における健康上の不安の解消及び健康増進を図る事業の実施の拠点となる施設の設置及び運営を事業とする旧民法法人の当該施設の設置に係る支援に必要な資金に充てるべきものとして出資するために借り入れた地方債にあつては、当該年度における元利償還金の額)に〇・八を乗じて得た額

ロ 水俣及び芦北地域における環境配慮型の先端技術の研究開発を支援することにより、水俣病影響地域の振興及び発展に寄与することを目的とする旧民法法人に出資するために借り入れた地方債の当該年度における利子支払額に〇・八を乗じて得た額

ハ 国の施策に基づいて要請された金融支援として水俣病発生地域において水俣病の原因となる物質を排出した法人への無利子の貸付けに係る経費に充てるため、当該年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における利子支払額

ニ 国の施策に基づいて要請された金融支援として水俣病発生地域において水俣病の原因となる物質を排出した法人への無利子の貸付けに係る経費に充てるため、平成十二年度から当該年度の前年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債(平成十

二年八月以降に発行について同意又は許可を得た地方債に限る。)の当該年度における元利償還金(ただし、当該年度において水俣病の原因となる物質を排出した法人から償還される額を除く。)に〇・二を乗じて得た額

ホ 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法(平成二十一年法律第八十一号)第五条に基づく一時金の支給に伴い、一時金支給資金に係る金融支援を行う法人への出資に係る経費に充てるため、当該年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金(ただし、当該年度において一時金支給資金に係る金融支援を行う法人から償還される額を除く。)に〇・二を乗じて得た額

ハ 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法第五条に基づく一時金の支給に伴い、一時金支給資金に係る金融支援を行う法人への出資に係る経費に充てるため、当該年度の前年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金(ただし、当該年度において一時金支給資金に係る金融支援を行う法人から償還される額を除く。)に〇・二を乗じて得た額

三 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令(平成十三年政令第二百五十号。以下「高齢者居住安定確保法施行令」という。)第五条第一号又は第二号に規定する高齢者向け優良賃貸住宅の建設又は整備に要する経費のうち当該年度において当該道府県が負担すべき額と同令第四条、第五条第三号又は第七条第三号に規定する高齢者向け優良賃貸住宅における減額前の家賃の額から入居者の所得、住宅の規模等を勘案して国土交通大臣が定めるところにより算定した額を控除した額のうち当該年度において当該道府県が負担すべき額の合算額に〇・五を乗じて得た額

四 国が補助金を交付する鉄道事業者等に対して、高齢者、身体障害者等の利用の円滑化のために当該道府県が国と協調して当該年度において交付する補助金の額に〇・五を乗じて得た額

五 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法(平成元年法律第六十一号)第九条第二項に規定する同意特定鉄道の整備を促進することを目的として行う同法第七条第一項に規定する特定鉄道事業者(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を除く。)への出資又は貸付けのため借り入れた地方債の当該年度における利子支払額に〇・一を乗じて得た額

六 国の補助金を受けて施行する沖縄振興特別措置法**第一百五十五条の二第一項**に規定する沖縄振興交付金事業計画に基づく事業(非公共事業のうち地方債を起すことができないものに限る。)に要する経費のうち、当該年度において沖縄県が負担すべき額に〇・五を乗じて得た額

七 次によつて算定した額の合算額

イ 国の補助金を受けて施行する沖縄北部連携促進特別振興事業(非公共事業のうち地方債を起すことができないものに限る。)に要する経費のうち、当該年度において沖縄県が負担すべき額に〇・五を乗じて得た額

ロ 国の補助金を受けて施行する沖縄北部特別振興対策事業の財源に充てるため平成二十一年度までに借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・一を乗じて得た額

ハ 当該年度の道府県における運輸事業振興助成交付金の交付予定額から同年度の当該道府県の基準財政需要額の算定に用いた当該交付金に係る額を控除した額(当該額が負数となると

二年八月以降に発行について同意又は許可を得た地方債に限る。)の当該年度における元利償還金(ただし、当該年度において水俣病の原因となる物質を排出した法人から償還される額を除く。)に〇・二を乗じて得た額

ホ 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法(平成二十一年法律第八十一号)第五条に基づく一時金の支給に伴い、一時金支給資金に係る金融支援を行う法人への出資に係る経費に充てるため、当該年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金(ただし、当該年度において一時金支給資金に係る金融支援を行う法人から償還される額を除く。)に〇・二を乗じて得た額

ハ 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法第五条に基づく一時金の支給に伴い、一時金支給資金に係る金融支援を行う法人への出資に係る経費に充てるため、当該年度の前年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金(ただし、当該年度において一時金支給資金に係る金融支援を行う法人から償還される額を除く。)に〇・二を乗じて得た額

三 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令(平成十三年政令第二百五十号。以下「高齢者居住安定確保法施行令」という。)第五条第一号又は第二号に規定する高齢者向け優良賃貸住宅の建設又は整備に要する経費のうち当該年度において当該道府県が負担すべき額と同令第四条、第五条第三号又は第七条第三号に規定する高齢者向け優良賃貸住宅における減額前の家賃の額から入居者の所得、住宅の規模等を勘案して国土交通大臣が定めるところにより算定した額を控除した額のうち当該年度において当該道府県が負担すべき額の合算額に〇・五を乗じて得た額

四 国が補助金を交付する鉄道事業者等に対して、高齢者、身体障害者等の利用の円滑化のために当該道府県が国と協調して当該年度において交付する補助金の額に〇・五を乗じて得た額

五 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法(平成元年法律第六十一号)第九条第二項に規定する同意特定鉄道の整備を促進することを目的として行う同法第七条第一項に規定する特定鉄道事業者(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を除く。)への出資又は貸付けのため借り入れた地方債の当該年度における利子支払額に〇・一を乗じて得た額

六 国の補助金を受けて施行する沖縄振興特別措置法**第一百五十五条の二**に規定する沖縄振興交付金事業計画に基づく事業(非公共事業のうち地方債を起すことができないものに限る。)に要する経費のうち、当該年度において沖縄県が負担すべき額に〇・五を乗じて得た額

七 次によつて算定した額の合算額

イ 国の補助金を受けて施行する沖縄北部連携促進特別振興事業(非公共事業のうち地方債を起すことができないものに限る。)に要する経費のうち、当該年度において沖縄県が負担すべき額に〇・五を乗じて得た額

ロ 国の補助金を受けて施行する沖縄北部特別振興対策事業の財源に充てるため平成二十一年度までに借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・一を乗じて得た額

ハ 当該年度の道府県における運輸事業振興助成交付金の交付予定額から同年度の当該道府県の基準財政需要額の算定に用いた当該交付金に係る額を控除した額(当該額が負数となると

きは、零とする。)に〇・八を乗じて得た額

九 沖縄県不発弾等安全基金の造成のための出えんに要する経費のうち沖縄県の負担する額(国庫補助基本額に対応する部分に限る。)

十 子ども農山漁村交流プロジェクトに要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十一 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第十条の五の規定に基づき当該道府県の区域内の市町村が作成する市町村森林整備計画において定める公益的機能別施業森林区域内で当該道府県が森林所有者等と協定等を締結して行う森林整備事業(造林、間伐及び保育をいう。以下同じ。)に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十二 中国残留邦人の帰国援護に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十三 配偶者からの暴力及びストーカー行為等の防止並びに被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対する助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十四 複数の地方公共団体による情報システムの集約と共同利用のための**計画策定、回線の整備**、データの移行、コンサルタントによる導入支援、導入後の実務処理に係る研修及びコンサルタントによる新システム安定稼働のための支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十五 国の行う森林の有する多面的機能を発揮させるための保全活動及び山村地域の活性化に資する取組への支援と連携を図り当該道府県が当該年度に地方単独事業として行う森林・山村多面的機能発揮対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十六 国の行う水産業及び漁村の多面的機能の発揮に資する取組への支援と連携を図り当該道府県が当該年度に地方単独事業として行う水産多面的機能発揮対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十七 国の補助金を受けて施行する駐留軍用地跡地利用推進事業に要する経費のうち、当該年度において沖縄県が負担すべき額に〇・五を乗じて得た額

十八 国の行う離島地域における漁業の再生を支援するための施策と連携を図り当該道府県が当該年度に地方単独事業として行う離島漁業の再生支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

〔削る〕

十九 次によつて算定した額の合算額に〇・五を乗じて得た額

イ 林地台帳等の**運用**に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から、当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が林地台帳等の**運用**に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除した額(当該額が負数とな

きは、零とする。)に〇・八を乗じて得た額

九 沖縄県不発弾等安全基金の造成のための出えんに要する経費のうち沖縄県の負担する額(国庫補助基本額に対応する部分に限る。)

十 子ども農山漁村交流プロジェクトに要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十一 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第十条の五の規定に基づき当該道府県の区域内の市町村が作成する市町村森林整備計画において定める公益的機能別施業森林区域内で当該道府県が森林所有者等と協定等を締結して行う森林整備事業(造林、間伐及び保育をいう。以下同じ。)に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十二 中国残留邦人の帰国援護に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十三 配偶者からの暴力及びストーカー行為等の防止並びに被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対する助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十四 複数の地方公共団体による情報システムの集約と共同利用のための**計画策定**、データの移行、コンサルタントによる導入支援、導入後の実務処理に係る研修及びコンサルタントによる新システム安定稼働のための支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十五 国の行う森林の有する多面的機能を発揮させるための保全活動及び山村地域の活性化に資する取組への支援と連携を図り当該道府県が当該年度に地方単独事業として行う森林・山村多面的機能発揮対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十六 国の行う水産業及び漁村の多面的機能の発揮に資する取組への支援と連携を図り当該道府県が当該年度に地方単独事業として行う水産多面的機能発揮対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十七 国の補助金を受けて施行する駐留軍用地跡地利用推進事業に要する経費のうち、当該年度において沖縄県が負担すべき額に〇・五を乗じて得た額

十八 国の行う離島地域における漁業の再生を支援するための施策と連携を図り当該道府県が当該年度に地方単独事業として行う離島漁業の再生支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十九 平成二十八年台風第七号、同年台風第九号、同年台風第十号、同年台風第十一号及び同年台風第十六号のため国の補助金を受けて実施する経営体育成支援事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額

二十 次によつて算定した額の合算額に〇・五を乗じて得た額

イ 林地台帳等の**作成**に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から、当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が林地台帳等の**整備**に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除した額(当該額が負数とな

るときは、零とする。）

ロ 森林所有者等の把握及び森林の土地の境界の確定等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から、当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が森林所有者等の把握及び森林の土地の境界の確定等に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

ハ 林業の担い手の育成及び確保に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から、当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が林業の担い手の育成及び確保に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

ニ 地域林政アドバイザーの活用に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

〔削る〕

二十 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五百十号）第二条第一項の規定により、激甚災害として指定された災害に係る災害復旧事業において、道府県が災害査定に関連した事務の外部委託に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二十一 令和元年東日本台風の被災地域への緊急消防援助隊の派遣に伴う関連経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二十二 平成二十九年に発生した大雪のため国の補助金を受けて実施する経営体育成支援事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額

二十三 平成三十年梅雨期における豪雨及び暴風雨のため国の補助金を受けて実施する経営体育成支援事業に要する経費として総務大臣が調査した額のうち、農産物の生産に必要な施設の撤去に係るものにあつては〇・八を、農産物の生産又は加工に必要な施設等の再建等に係るものにあつては〇・七をそれぞれ乗じて得た額の合算額

二十四 平成三十年北海道胆振東部地震及び同年台風第二十一号のため国の補助金を受けて実施する経営体育成支援事業に要する経費として総務大臣が調査した額のうち、農産物の生産に必要な施設の撤去に係るものにあつては〇・八を、農産物の生産又は加工に必要な施設等の再建等に係るものにあつては〇・七をそれぞれ乗じて得た額の合算額

二十五 平成三十年台風第二十四号のため国の補助金を受けて実施する経営体育成支援事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額

二十六 独立行政法人農畜産業振興機構の行うASF侵入防止緊急支援事業と連携を図り当該道府県が当該年度に行うアフリカ豚熱対策に要する経費（附則第四条第一項第九号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二十七 令和元年山形県沖を震源とする地震及び同年房総半島台風のため社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金事業に限る。）を受けて実施する被災住宅の補修に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

るときは、零とする。）

ロ 森林所有者等の把握及び森林の土地の境界の確定等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から、当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が森林所有者等の把握及び森林の土地の境界の確定等に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

ハ 林業の担い手の育成及び確保に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から、当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が林業の担い手の育成及び確保に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

ニ 地域林政アドバイザーの活用に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

〔新設〕

二十一 「明治150年」関連施策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二十二 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五百十号）第二条第一項の規定により、激甚災害として指定された災害に係る災害復旧事業において、道府県が災害査定に関連した事務の外部委託に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二十三 平成三十年七月豪雨の被災地域への緊急消防援助隊の派遣に伴う関連経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二十四 平成二十九年に発生した大雪のため国の補助金を受けて実施する経営体育成支援事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額

二十五 平成三十年梅雨期における豪雨及び暴風雨のため国の補助金を受けて実施する経営体育成支援事業に要する経費として総務大臣が調査した額のうち、農産物の生産に必要な施設の撤去に係るものにあつては〇・八を、農産物の生産又は加工に必要な施設等の再建等に係るものにあつては〇・七をそれぞれ乗じて得た額の合算額

二十六 平成三十年北海道胆振東部地震及び台風第二十一号のため国の補助金を受けて実施する経営体育成支援事業に要する経費として総務大臣が調査した額のうち、農産物の生産に必要な施設の撤去に係るものにあつては〇・八を、農産物の生産又は加工に必要な施設等の再建等に係るものにあつては〇・七をそれぞれ乗じて得た額の合算額

二十七 平成三十年台風第二十四号のため国の補助金を受けて実施する経営体育成支援事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額

〔新設〕

二十八 令和元年八月から九月の前線に伴う大雨（同年台風第十号、同年台風第十三号、同年

〔新設〕

房総半島台風及び同年台風第十七号を含む）、同年東日本台風、同年台風第二十号及び同年台風第二十一号のため強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災農業者支援型）を受けて実施する事業及び国の補助金を受けて実施する被災農業者等営農再開緊急対策事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額

二十九 令和元年東日本台風のため国の補助金を受けて実施する中小企業等グループ施設等復

〔新設〕

旧整備補助事業（地方債を起すことができないものに限る。）に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額

三十 令和元年房総半島台風及び同年東日本台風のため国の補助金を受けて実施する小規模事

〔新設〕

業者支援推進事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・七（国の補助率が三分の二となる場合にあつては〇・九五）を乗じて得た額

三十一 国の補助金を受けて実施するデータ活用型スマートシティ推進事業に要する経費の

〔新設〕

うち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

三十二 国の補助金を受けて実施する革新的ビッグデータ処理技術導入推進事業と連携して地

〔新設〕

方単独事業として実施するRPA導入補助事業評価会の確認を受けた事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三を乗じて得た額

三十三 国が実施する新資源管理導入円滑化等推進事業と連携を図り当該道府県が地方単独事

〔新設〕

業として実施する減船及び休漁漁業者の救済措置に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

三十四 国の補助金を受けて実施する沖縄子供の貧困緊急対策事業に要する経費のうち、当該

〔新設〕

年度において沖縄県が負担すべき額に〇・五を乗じて得た額

三十五 次によつて算定した額の合算額

〔新設〕

イ 地域材利用促進対策として当該道府県が当該年度に行う住宅建設に係る利子補給及び建設費補助に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（非木造住宅の建設に係るものにあつては〇・三）を乗じて得た額又は二〇〇、〇〇〇、〇〇〇円のいずれか少ない額

ロ 地域材利用促進対策として当該道府県が当該年度に乾燥材供給施設整備の促進のために要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に

〇・五（森林組合以外の団体による乾燥材供給施設整備にあつては〇・三）を乗じて得た額

〔新設〕

三十六 国土保全対策として当該道府県が他の地方公共団体等と協同して行う森林の整備等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・

五（分収林特別措置法（昭和三十三年法律第五十七号）第二条第一項に規定する分収造林契約（以下「分収造林契約」という。）及び同条第二項に規定する分収造林契約（以下「分収育林契約」という。）に係るものにあつては、〇・一五）を乗じて得た額

林契約」という。）に係るものにあつては、〇・一五）を乗じて得た額

2 平成二十八年度から令和二年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、公営企業の経営戦略の策定・改訂に要する経費として当該年度中に一般

〔新設〕

2 平成二十八年度から平成三十年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、公営企業の経営戦略の策定に要する経費として当該年度中に一般会計

会計から公営企業に係る特別会計に繰り入れた額（当該経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（平成二十八年年度から令和二年年度までの五年間で計一〇、〇〇〇、〇〇〇円を上限とする。ただし、上水道事業及び簡易水道事業並びに下水道事業における広域化等の検討に要するものにあつては平成二十八年年度から令和二年年度までの五年年度で計二五、〇〇〇、〇〇〇円を上限とする。）に〇・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に〇・五を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

3 平成三十年年度から令和二年年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

一 総務大臣が定める基準による地方公会計の整備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二 国の補助金を受けて実施する地域「**IoT**」実装推進事業と連携して地方単独事業として実施する地域「**IoT**」実装推進事業評価会の確認を受けた事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額又は一〇、〇〇〇、〇〇〇円のいずれか少ない額

4 平成三十年年度から令和五年年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）第十三条第一項の規定により実施する処分等措置に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額を加えた額とする。

5 令和元年度及び令和二年年度に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、新型コロナウイルス感染症のため国の負担金又は補助金を受けて実施する事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額を加えた額とする。

6 令和元年度から令和五年年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、施設の点検の効率化・充実に資するICTデータベースシステム及び無人航空機（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第二十二項に規定する無人航空機をいう。）の導入に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

7 令和元年度から令和六年年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつ

から公営企業に係る特別会計に繰り入れた額（当該経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（平成二十八年年度から平成三十年年度までの三年間で計一〇、〇〇〇、〇〇〇円を上限とする。ただし、上水道事業及び簡易水道事業における広域化の検討に要するものにあつては平成二十八年年度から平成三十年年度までの三年年度で計二五、〇〇〇、〇〇〇円を上限とする。）に〇・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に〇・五を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

3 平成三十年年度から令和二年年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

一 総務大臣が定める基準による地方公会計の整備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二 国の補助金を受けて実施する地域「**IoT**」実装推進事業と連携して地方単独事業として実施する地域「**IoT**」実装推進事業評価会の確認を受けた事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額又は一〇、〇〇〇、〇〇〇円のいずれか少ない額

4 平成三十年年度から令和五年年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）第十三条第一項の規定により実施する処分等措置に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額を加えた額とする。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔算定した額に、民間事業者等が国の補助金を受けて実施する文化財保護法第二十七条第一項の規定により重要文化財として指定された建造物であつて世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第十一条2の世界遺産一覧表に記載された文化遺産の構成資産であるもの又は文化財保護法第二十七条第二項の規定により国宝として指定されたもの及び重要文化財として指定された美術工芸品を保管する博物館等の防火施設・設備の整備に対する補助に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三を乗じて得た額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。〕

8 令和元年度に限り、第四条第一項第二号の額は、同号の規定によつて算定した額に、当該年度の基準財政需要額の算定に用いた恩給費に係る額の算定が過少であることを考慮して定める額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

9 令和元年度に限り、第四条第一項の規定の適用については、同項第三号イの額は、同号の規定にかかわらず、次に掲げる事由により当該年度において過大に支給される給与の額として総務大臣が調査した額とする。

一 一般職給与法に規定する期末手当及び勤勉手当（以下「期末勤勉手当」という。）の支給割合並びに当該道府県の人事委員会の勧告に係る期末勤勉手当の支給割合を超える支給割合を用いること。

二 期末勤勉手当の基礎額について一般職給与法に規定する方法と著しく異なる方法による加算措置を行っていること。

10 令和元年度に限り、第四条第一項第三号の額は、同号の規定によつて算定した額に、当該年度における地方自治法第二百四十二条に規定する退職手当の支給総額（以下「退職手当支給総額」という。）が、退職手当調整率（国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）附則第二十一項から第二十三項まで及び国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第三十号）附則第五項から第七項までの規定に定める率をいう。以下同じ。）として適用される率を当該道府県の条例に規定する退職手当調整率とみなして計算した退職手当の支給総額（以下「みなし退職手当支給総額」という。）を上回る道府県（退職手当支給総額がみなし退職手当支給総額以下となる道府県に準ずるものとして総務大臣が認める道府県を除く。）については、退職手当支給総額からみなし退職手当支給総額を控除して得た額を加えた額とする。

11 平成三十年及び令和元年度に限り、第四条第一項第三号ホの額は、同号ホの規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号の定めるところによるものとする。

一 指定都市を包括する道府県 同号ホの規定によつて算定した額に、教職員に係る地域手当の状況として総務大臣が調査した額を加えた額（当該額が負数となるときは、零とする。）

5 平成三十年に限り、第四条第一項第二号の額は、同号の規定によつて算定した額に、当該年度の基準財政需要額の算定に用いた恩給費に係る額の算定が過少であることを考慮して定める額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

6 平成三十年に限り、第四条第一項の規定の適用については、同項第三号イの額は、同号の規定にかかわらず、次に掲げる事由により当該年度において過大に支給される給与の額として総務大臣が調査した額とする。

一 一般職給与法に規定する期末手当及び勤勉手当（以下「期末勤勉手当」という。）の支給割合並びに当該道府県の人事委員会の勧告に係る期末勤勉手当の支給割合を超える支給割合を用いること。

二 期末勤勉手当の基礎額について一般職給与法に規定する方法と著しく異なる方法による加算措置を行っていること。

7 平成三十年に限り、第四条第一項第三号の額は、同号の規定によつて算定した額に、当該年度における地方自治法第二百四十二条に規定する退職手当の支給総額（以下「退職手当支給総額」という。）が、退職手当調整率（国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）附則第二十一項から第二十三項まで及び国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第三十号）附則第五項から第七項までの規定に定める率をいう。以下同じ。）として適用される率を当該道府県の条例に規定する退職手当調整率とみなして計算した退職手当の支給総額（以下「みなし退職手当支給総額」という。）を上回る道府県（退職手当支給総額がみなし退職手当支給総額以下となる道府県に準ずるものとして総務大臣が認める道府県を除く。）については、退職手当支給総額からみなし退職手当支給総額を控除して得た額を加えた額とする。

8 平成三十年及び令和元年度に限り、第四条第一項第三号ホの額は、同号ホの規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号の定めるところによるものとする。

一 指定都市を包括する道府県 同号ホの規定によつて算定した額に、教職員に係る地域手当の状況として総務大臣が調査した額を加えた額（当該額が負数となるときは、零とする。）

二 同号ホ又は前号によつて算定した額が、平成二十九年度における当該道府県に交付された

別交付税の額に〇・二を乗じて得た額以上である道府県 当該〇・二を乗じて得た額

三 前二号に該当しない道府県 同号ホの規定によつて算定した額

(市町村に係る三月分の算定方法の特例)

第七条 **令和元年度**に限り、第五条第一項第一号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額の合算額を加えた額とする。

一 水俣病影響地域の再生・振興に資するため、地域住民の絆の修復並びに水俣病発生地域における健康上の不安の解消及び健康増進を図る事業の実施の拠点となる施設の設置及び運営を事業とする旧民法法人に出資するため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・八を乗じて得た額(表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

二 前条第一項第二十号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

三 前条第一項第二十一号に規定する算定方法に準じて算定した額

四 国の補助を受けて実施する宅地耐震化推進事業(平成二十八年熊本地震による災害に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第五十号))

第三条の規定に基づく措置が適用された市町村の区域内で行われるものであつて、平成二十八年熊本地震による地盤の滑動若しくは崩落又は擁壁の倒壊により被害を受けた造成宅地(宅地造成に関する工事が施行された宅地をいう。)を復旧するために施行する必要がある生じたものに限る。)に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

五 前条第一項第二十二号に規定する算定方法に準じて算定した額

六 前条第一項第二十三号に規定する算定方法に準じて算定した額

七 前条第一項第二十四号に規定する算定方法に準じて算定した額

八 前条第一項第二十五号に規定する算定方法に準じて算定した額

九 前条第一項第二十六号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号

中「道府県」とあるのは「市町村」と、「附則第四条第一項第九号」とあるのは「附則第五条

第二項」と読み替えるものとする。

十 前条第一項第二十七号に規定する算定方法に準じて算定した額

十一 前条第一項第二十八号に規定する算定方法に準じて算定した額

2 平成二十九年度から令和八年度までの間に限り、第五条第一項第一号イの額は、同号の規定によつて算定した額に、健全化法第二条第六号に規定する財政の再生が長期にわたり図られてきており、そのまま継続されれば、人口の著しい減少及び少子高齢化が更に進み、地域社会における活力が低下し続け、地域の自立的発展に支障が生ずる事態になるおそれがある場合に、当該事態になることを防止するため、財政再生計画について健全化法第十条第三項の規定による総務大臣の同意を得た健全化法第九条第四項に規定する財政再生団体が行う事業に要する経費のうち、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に三分の二を乗じて得た額(表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)を加えた額とする。

特別交付税の額に〇・二を乗じて得た額以上である道府県 当該〇・二を乗じて得た額

三 前二号に該当しない道府県 同号ホの規定によつて算定した額

(市町村に係る三月分の算定方法の特例)

第七条 平成三十年度に限り、第五条第一項第一号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額の合算額を加えた額とする。

一 水俣病影響地域の再生・振興に資するため、地域住民の絆の修復並びに水俣病発生地域における健康上の不安の解消及び健康増進を図る事業の実施の拠点となる施設の設置及び運営を事業とする旧民法法人に出資するため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・八を乗じて得た額(表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

二 前条第一項第二十二号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

三 前条第一項第二十三号に規定する算定方法に準じて算定した額

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

2 平成二十九年度から令和八年度までの間に限り、第五条第一項第一号イの額は、同号の規定によつて算定した額に、健全化法第二条第六号に規定する財政の再生が長期にわたり図られてきており、そのまま継続されれば、人口の著しい減少及び少子高齢化が更に進み、地域社会における活力が低下し続け、地域の自立的発展に支障が生ずる事態になるおそれがある場合に、当該事態になることを防止するため、財政再生計画について健全化法第十条第三項の規定による総務大臣の同意を得た健全化法第九条第四項に規定する財政再生団体が行う事業に要する経費のうち、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に三分の二を乗じて得た額(表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)を加えた額とする。

3 令和元年度及び令和二年度に限り、第五条第一項第一号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、前条第五項に規定する算定方法に準じて算定した額を加えた額とする。

4 令和元年度に限り、第五条第一項第一号ロの額は、同号ロの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額に次の各号に規定する算定方法に準ずる算定方法によつて都道府県知事が算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

一 特別交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成十五年総務省令第三十九号）の施行に伴つて生じる同令による改正前の特別交付税に関する省令第五条第一項第一号ロの表第三号に係る算定額の著しい変動を緩和するために必要な額として総務大臣が算定した額

二 令和元年度房総半島台風及び同年東日本台風について、国の補助金を受けて施行する災害等廃棄物処理事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額から附則第五条第三項の規定により算定した額を控除した額

三 災害のためへき地児童生徒等援助費補助金を受けて実施する市町村立の小学校及び義務教育学校の前期課程並びに中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程の通学対策に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額から第三条第一項第三号イの表第六十四号及び同表第六十六号の規定により算定した額（令和元年度における当該災害に係るものに限り。）を控除した額

5 令和元年度に限り、第五条第一項第二号の額は、同号の規定によつて算定した額に、普通交付税に関する省令第三十四条（ただし書を除く。）の規定により算定した額が負となる場合における当該負となる額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

〔新設〕

3 平成三十年度に限り、第五条第一項第一号ロの額は、同号ロの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額に次の各号に規定する算定方法に準ずる算定方法によつて都道府県知事が算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

一 特別交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成十五年総務省令第三十九号）の施行に伴つて生じる同令による改正前の特別交付税に関する省令第五条第一項第一号ロの表第三号に係る算定額の著しい変動を緩和するために必要な額として総務大臣が算定した額

二 平成三十年七月豪雨について、国の補助金を受けて施行する災害等廃棄物処理事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額から附則第五条第二項の規定により算定した額を控除した額

三 災害のためへき地児童生徒等援助費補助金を受けて実施する市町村立の小学校及び義務教育学校の前期課程並びに中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程の通学対策に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額から第三条第一項第三号イの表第六十六号及び同表第六十八号の規定により算定した額（平成三十年度における当該災害に係るものに限り。）を控除した額

4 平成三十年度に限り、第五条第一項第二号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

一 普通交付税に関する省令第三十四条（ただし書を除く。）の規定により算定した額が負となる場合における当該負となる額

二 市町村立通信制高等学校に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

三 風しんの予防接種に要する経費として、次の算式によつて算定した額

算式

$$30,000 \text{ 人} \times (A/B) \times 8,833 \text{ 円}$$

算式の符号

A 国勢調査の結果による平成27年の当該市町村の人口のうち36歳以上54歳未満の男性の人口（ただし、普通交付税に関する省令附則第21条第1項第1号の表の地方団体の欄の第1号に掲げる市町村にあつては、同表の測定単位の数値の算定方法の欄に掲げる算定方法により算定して得た数に、国勢調査の結果による平成27年の人口のうち36歳以上54歳未満の男性の人口を同年の人口で除して得た数を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。））

B 国勢調査の結果による平成27年の人口のうち36歳以上54歳未満の男性の人口

5 平成三十年度に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、

6 令和元年度に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次

の各号によつて算定した額（第二号、第三号、第八号、第十四号、第十六号、第十七号、第二十号、第二十三号から第二十五号まで、第二十七号及び第二十八号に掲げる額については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一 文化財等の電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）による保存及び発信等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額（当該額が三六、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、三六、〇〇〇、〇〇〇円）

二 高齢者居住安定確保法施行令第一条、第三条、第五条第一号若しくは第二号又は第七条第一号若しくは第二号に規定する高齢者向け優良賃貸住宅の建設又は整備に要する費用のうち当該年度において当該市町村が負担すべき額と高齢者居住安定確保法施行令第四条、第五条第三号又は第七条第三号に規定する高齢者向け優良賃貸住宅における減額前の家賃の額から入居者の所得、住宅の規模等を勘案して国土交通大臣が定めるところにより算定した額を控除した額のうち当該年度において当該市町村が負担すべき額の合算額に〇・五を乗じて得た額

三 国が補助金を交付する鉄道事業者等に対して、高齢者、身体障害者等の利用の円滑化のために当該市町村が国と協調して当該年度において交付する補助金の額に〇・五を乗じて得た額

四 前条第一項第五号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「〇・一」とあるのは「〇・三」と読み替えるものとする。

五 へき地保健医療事業実施計画に基づく前年度分のへき地診療所等に係る施設整備事業（病院事業会計に係る事業を除く。）に要する経費に充てるため令和元年十月一日以降に借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・六を乗じて得た額

六 次によつて算定した額の合算額

イ 国の補助金を受けて実施する沖縄振興特別措置法第百五条の二第一項に規定する沖縄振興交付金事業計画に基づく事業（非公共事業のうち地方債を起すことができないものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

ロ 国の補助金を受けて実施する沖縄振興特定事業（地方債を起すことができないものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

七 前条第一項第七号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「沖縄県」とあるのは「当該市町村」と読み替えるものとする。

八 森林法第十条の五の規定に基づき当該市町村が作成する市町村森林整備計画において定める公益的機能別施業森林区域内で当該市町村が森林所有者等と協定等を締結して行う森林整備

次の各号によつて算定した額（第二号、第三号、第十四号、第二十号及び第二十四号に掲げる額については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一 文化財等の電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）による保存及び発信等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額（当該額が三六、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、三六、〇〇〇、〇〇〇円）

二 高齢者居住安定確保法施行令第一条、第三条、第五条第一号若しくは第二号又は第七条第一号若しくは第二号に規定する高齢者向け優良賃貸住宅の建設又は整備に要する費用のうち当該年度において当該市町村が負担すべき額と高齢者居住安定確保法施行令第四条、第五条第三号又は第七条第三号に規定する高齢者向け優良賃貸住宅における減額前の家賃の額から入居者の所得、住宅の規模等を勘案して国土交通大臣が定めるところにより算定した額を控除した額のうち当該年度において当該市町村が負担すべき額の合算額に〇・五を乗じて得た額

三 国が補助金を交付する鉄道事業者等に対して、高齢者、身体障害者等の利用の円滑化のために当該市町村が国と協調して当該年度において交付する補助金の額に〇・五を乗じて得た額

四 前条第一項第五号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「〇・一」とあるのは「〇・三」と読み替えるものとする。

五 へき地保健医療事業実施計画に基づく前年度分のへき地診療所等に係る施設整備事業（病院事業会計に係る事業を除く。）に要する経費に充てるため平成三十年十月一日以降に借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・六を乗じて得た額

六 前条第一項第六号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、「沖縄県」とあるのは「当該市町村」と読み替えるものとする。

七 前条第一項第七号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、「沖縄県」とあるのは「当該市町村」と読み替えるものとする。

八 森林法第十条の五に基づき当該市町村が作成する市町村森林整備計画において定める公益的機能別施業森林区域内で当該市町村が森林所有者等と協定等を締結して行う森林整備事業

備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額

九 地方公営企業法第二条第一項第七号に規定するガス事業として実施する経年管対策事業に係る経費のうち、一般会計がガス事業特別会計に出資するために借り入れた地方債（平成二十年度から平成二十七年までの間に発行について同意又は許可を得たものに限る。）の当該年度における元利償還金の額に〇・五を乗じて得た額

十 前条第一項第十号に規定する算定方法に準じて算定した額

十一 前条第一項第十二号に規定する算定方法に準じて算定した額

十二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第二条の第三項に規定する市町村基本計画の作成に要する経費、同法第三条第二項に規定する配偶者暴力相談支援センターが行う同条第三項に規定する業務に要する経費及びブスター行為等の相手方に対する婦人相談所その他の施設による支援に要する経費並びに緊急時における安全の確保に要する経費のうち、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十三 地方税法附則第十七条の二第二項に規定する修正基準に基づく固定資産の価格の修正のため、宅地の価格の下落状況の把握に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三を乗じて得た額

十四 前条第一項第十四号に規定する算定方法に準じて算定した額

十五 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第九条に基づき指定都市が実施する事務に要する経費として、当該年度において当該指定都市が認定又は仮認定をした法人の数に四八三、九二八円を乗じて得た額

十六 前条第一項第十五号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「〇・五」とあるのは「〇・七」と、「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

十七 前条第一項第十六号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「〇・五」とあるのは「〇・七」と、「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

十八 国の補助金を受けて施行する駐留軍用地跡地利用推進事業に要する経費のうち、当該年度において沖縄県の区域内の市町村が負担すべき額に〇・五を乗じて得た額

十九 前条第一項第十八号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「〇・五」とあるのは「〇・七」と、「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

二十 高齢者の生活支援等の地域のくらしを支える仕組みづくりに関する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

〔削る〕

に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額

九 地方公営企業法第二条第一項第七号に規定するガス事業として実施する経年管対策事業に係る経費のうち、一般会計がガス事業特別会計に出資するために借り入れた地方債（平成二十年度から平成二十七年までの間に発行について同意又は許可を得たものに限る。）の当該年度における元利償還金の額に〇・五を乗じて得た額

十 前条第一項第十号に規定する算定方法に準じて算定した額

十一 前条第一項第十二号に規定する算定方法に準じて算定した額

十二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第二条の第三項に規定する市町村基本計画の作成に要する経費、同法第三条第二項に規定する配偶者暴力相談支援センターが行う同条第三項に規定する業務に要する経費及びブスター行為等の相手方に対する婦人相談所その他の施設による支援に要する経費並びに緊急時における安全の確保に要する経費のうち、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十三 地方税法附則第十七条の二第二項に規定する修正基準に基づく固定資産の価格の修正のため、宅地の価格の下落状況の把握に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三を乗じて得た額

十四 複数の地方公共団体による情報システムの集約と共同利用のための計画策定、データの移行、コンサルタントによる導入支援、導入後の実務処理に係る研修及びコンサルタントによる新システム安定稼働のための支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十五 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第九条に基づき指定都市が実施する事務に要する経費として、当該年度において当該指定都市が認定又は仮認定をした法人の数に四八二、三二二円を乗じて得た額

十六 前条第一項第十五号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「〇・五」とあるのは「〇・七」と読み替えるものとする。

十七 前条第一項第十六号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「〇・五」とあるのは「〇・七」と、「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

十八 国の補助金を受けて施行する駐留軍用地跡地利用推進事業に要する経費のうち、当該年度において沖縄県の区域内の市町村が負担すべき額に〇・五を乗じて得た額

十九 前条第一項第十八号に規定する算定方法に準じて得た額。この場合において、同号中「〇・五」とあるのは「〇・七」と、「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

二十 高齢者の生活支援等の地域のくらしを支える仕組みづくりに関する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二十一 前条第一項第十九号に規定する算定方法に準じて算定した額

二十一 次によつて算定した額の合算額に〇・七を乗じて得た額

イ 林地台帳等の運用に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から、当該年度の基準財政需要額のうち当該市町村が林地台帳等の運用に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

ロ 森林所有者等の把握及び森林の土地の境界の確定等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から、当該年度の基準財政需要額のうち当該市町村が森林所有者等の把握及び森林の土地の境界の確定等に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

ハ 林業の担い手の育成及び確保に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から、当該年度の基準財政需要額のうち当該市町村が林業の担い手の育成及び確保に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

ニ 森林所有者等から当該市町村への森林の寄附を促進することを目的として行う測量及び調査等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

ホ 地域林政アドバイザーの活用に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

ヘ 森林法第十条の五に基づき当該市町村が作成する市町村森林整備計画において定める公益的機能別施業森林区域内で当該市町村が森林所有者等と協定等を締結して行う森林整備事業と一体として行う森林の有する公益的機能の向上に資する取組及び木材の搬出等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

二十二 国の交付金を受けて施行する拠点返還地の跡地利用の推進に資する事業に要する経費のうち、特別交付税の算定の基礎とすべき額に〇・五を乗じて得た額

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

二十三 前条第一項第三十一号に規定する算定方法に準じて算定した額

二十四 前条第一項第三十二号に規定する算定方法に準じて算定した額

二十五 国の補助金を受けて実施する地域「ト」実装推進事業（テレワークの横展開事業に限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二十六 前条第一項第三十四号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、

同号中「沖縄県」とあるのは「当該市町村」と読み替えるものとする。

二十七 次によつて算定した額の合算額

イ 地域材利用促進対策として当該市町村が当該年度に行う住宅建設に係る利子補給及び建

二十一 次によつて算定した額の合算額に〇・七を乗じて得た額

イ 林地台帳等の作成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から、当該年度の基準財政需要額のうち当該市町村が林地台帳等の整備に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

ロ 森林所有者等の把握及び森林の土地の境界の確定等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から、当該年度の基準財政需要額のうち当該市町村が森林所有者等の把握及び森林の土地の境界の確定等に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

ハ 林業の担い手の育成及び確保に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から、当該年度の基準財政需要額のうち当該市町村が林業の担い手の育成及び確保に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

ニ 森林所有者等から当該市町村への森林の寄附を促進することを目的として行う測量及び調査等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

ホ 地域林政アドバイザーの活用に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

ヘ 森林法第十条の五に基づき当該市町村が作成する市町村森林整備計画において定める公益的機能別施業森林区域内で当該市町村が森林所有者等と協定等を締結して行う森林整備事業と一体として行う森林の有する公益的機能の向上に資する取組及び木材の搬出等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

二十三 国の交付金を受けて施行する拠点返還地の跡地利用の推進に資する事業に要する経費のうち、特別交付税の算定の基礎とすべき額に〇・五を乗じて得た額

二十四 前条第一項第二十一号に規定する算定方法に準じて算定した額

二十五 前条第一項第二十四号に規定する算定方法に準じて算定した額

二十六 前条第一項第二十五号に規定する算定方法に準じて算定した額

二十七 前条第一項第二十六号に規定する算定方法に準じて算定した額

二十八 前条第一項第二十七号に規定する算定方法に準じて算定した額

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

設費補助に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（非木造住宅の建設に係るものにあつては〇・三）を乗じて得た額又は一〇、〇〇〇、〇〇〇円のいずれか少ない額

ロ 地域材利用促進対策として当該市町村が当該年度に乾燥材供給施設整備の促進のために要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（森林組合以外の団体による乾燥材供給施設整備にあつては〇・三）を乗じて得た額

二十八 国土保全対策として当該市町村が他の地方公共団体等と協同して行う森林の整備等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・七（分収造林契約及び分収育林契約に係るものにあつては、〇・二）を乗じて得た額

7|| 平成二十八年年度から令和二十八年年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、前条第二項の規定に準じて算定した額を加えた額とする。

8|| 平成二十八年度から令和二十八年年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、消防本部等における女性の消防吏員の利用に供する施設の整備に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

〔削る〕

9 平成三十年度及び令和元年度に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、通学路の緊急安全対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財

〔新設〕

6|| 平成二十八年度から平成三十年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、前条第二項の規定に準じて算定した額を加えた額とする。

7|| 平成二十八年度から令和二十八年年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、消防本部等における女性の消防吏員の利用に供する施設の整備に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額（財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）を加えた額とする。

8|| 平成二十九年度及び平成三十年度に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、子育てワンストップサービス（情報提供等記録開示システム（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第六条第三項の規定により内閣総理大臣が設置した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用して情報提供等記録開示システムと電気通信回線で接続した電子計算機の使用に係る者が行う同条第四項第二号及び第三号に掲げる行為のうち、子育てに関するものをいう。以下この項において同じ。）の実施（子育てワンストップサービスが対象とする全ての行政手続（以下この項において「対象手続」という。）について平成二十九年七月十八日までに当該対象手続に係る情報を検索することができるようにした場合（同年八月三十一日までに当該対象手続に係る情報を検索することができるようにした場合を含む。）であつて、かつ、対象手続のうち一以上の手続について平成二十九年度中に電子申請を可能とした場合に限る。）のための情報システムの改修等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に〇・五を乗じて得た額（平成二十九年度から平成三十年度までの二箇年度で計三〇、〇〇〇、〇〇〇円を上限とする。）を加えた額とする。

9 平成三十年度及び令和元年度に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、通学路の緊急安全対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額（財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財

財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数(小数点以下二位未満は四捨五入する。)を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額(表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)を加えた額とする。

10 平成三十年から令和二年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額(第一号及び第二号に掲げる額については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数(小数点以下二位未満は、四捨五入する。)を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。)(表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)の合算額を加えた額とする。

一 前条第三項第一号に規定する算定方法に準じて算定した額

二 前条第三項第二号に規定する算定方法に準じて算定した額

三 国の補助金を受けて実施する消防団救助能力向上資機材緊急整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

11 平成三十年から令和五年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、前条第四項に規定する算定方法に準じて算定した額を加えた額とする。

121 令和元年度から令和五年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、施設の点検の効率化・充実に資する(1)データベースシステム及び無人航空機(航空法第二十二項に規定する無人航空機をいう。)の導入に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数(小数点以下二位未満は、四捨五入する。)を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額(表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)を加えた額とする。

131 令和元年度から令和六年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、民間事業者等が国の補助金を受けて実施する文化財保護法第二十七条第一項の規定により重要文化財として指定された建造物であつて世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第十一条2の世界遺産一覧表に記載された文化遺産の構成資産であるもの又は文化財保護法第二十七条第二項の規定により国宝として指定されたもの及び重要文化財として指定された美術工芸品を保管する博物館等の防火施設・設備の整備に対する補助に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三を乗じて得た額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数(小数点以下二位未満は、四捨五入する。)を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額(表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)を加えた額とする。

141 令和元年度に限り、第五条第一項第三号ロの額は、同号ロの規定によつて算定した額に、次

121 財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数(小数点以下二位未満は四捨五入する。)を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。)を加えた額とする。

10 平成三十年から令和二年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額(第一号及び第二号に掲げる額については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数(小数点以下二位未満は、四捨五入する。)を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。)(表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)の合算額を加えた額とする。

一 前条第三項第一号に規定する算定方法に準じて算定した額

二 前条第三項第二号に規定する算定方法に準じて算定した額

三 国の補助金を受けて実施する消防団救助能力向上資機材緊急整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

11 平成三十年から令和五年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、前条第四項に規定する算定方法に準じて算定した額を加えた額とする。

121 令和元年度から令和五年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、施設の点検の効率化・充実に資する(1)データベースシステム及び無人航空機(航空法第二十二項に規定する無人航空機をいう。)の導入に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数(小数点以下二位未満は、四捨五入する。)を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額(表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)を加えた額とする。

〔新設〕

121 平成三十年に限り、第五条第一項第三号ロの額は、同号ロの規定によつて算定した額に、次

の各号に規定する算定方法に準ずる算定方法によつて都道府県知事が算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

- 一 団体営土地改良事業に要する経費が多額であることを考慮して総務大臣が算定した額
- 二 閉山対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

15 令和元年度に限り、第五条第一項第四号イの規定の適用については、当該規定による算定額は、第四条第一項第三号ロからホまで並びに前条第九項及び第十項の規定に準じて算定した額とする。

16 令和元年度に限り、人事院規則九一四九（地域手当）別表第二二号に掲げる官署の存する市町村のうち、当該年度における地域手当支給総額が、当該官署について人事院が定める地域手当の割合を当該市町村の条例に規定する地域手当支給割合とみなして計算した地域手当の支給総額（以下この項において「特別地域手当支給総額」という。）を上回る市町村（地域手当支給総額が特別地域手当支給総額以下となる市町村に準ずるものとして総務大臣が認める市町村を除く。）にあつては、第五条第一項第四号イ及び前項において準ずるものとされる第四号第一項第三号ホの規定による算定額は、これらの規定にかかわらず、地域手当支給総額から特別地域手当支給総額を控除して得た額（以下この項において「特別地域手当超過支給額」という。）に、第四条第一項第三号ホに準じて算定した額から特別地域手当超過支給額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）に〇・八を乗じて得た額を加えた額とする。

17 令和元年度において、当該年度の基準財政需要額（普通交付税に関する省令第四十八条の規定の適用を受ける場合にあつては、同条の規定を適用しないで算定した基準財政需要額。以下この項において同じ。）が基準財政収入額（同条の規定の適用を受ける場合にあつては、同条の規定を適用しないで算定した基準財政収入額。以下この項において同じ。）を超える各市町村に対して三月に交付すべき特別交付税の額は、第五条第一項の規定にかかわらず、同項第一号の額に同項第三号の額から同項第四号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）並びに同項第二号の額の合算額から、次の第一号の額から第二号の額を控除した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）を加えた額とする。

- 一 当該年度における地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号）第一条の規定による改正前の地方税法第三十七条の二第一号及び第三号及び第三十四号の七第一項第一号に掲げる寄附金の収入見込額の二分の一に相当する額並びに地方税法第三十七条の二第二項及び第三十四号の七第二項に規定する特例控除対象寄附金の収入見込額の二分の一に相当する額並びに基準財政収入額の合算額が基準財政需要額に一・二二を乗じて得た額又は基準財政需要額に二十八億六千四百万円を加えた額のいずれか大きい額を超える額として総務大臣が定める額
- 二 第三条第一項の規定によつて算定した額から附則第五条第二十一項の規定によつて算定した額を控除した額

（東日本大震災に係る道府県の三月分の算定方法の特例）

第十条 令和元年度に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次

次の各号に規定する算定方法に準ずる算定方法によつて都道府県知事が算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

- 一 団体営土地改良事業に要する経費が多額であることを考慮して総務大臣が算定した額
- 二 閉山対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

13 平成三十年度に限り、第五条第一項第四号イの規定の適用については、当該規定による算定額は、第四条第一項第三号ロからホまで並びに前条第六項及び第七項の規定に準じて算定した額とする。

14 平成三十年度に限り、人事院規則九一四九（地域手当）別表第二二号に掲げる官署の存する市町村のうち、当該年度における地域手当支給総額が、当該官署について人事院が定める地域手当の割合を当該市町村の条例に規定する地域手当支給割合とみなして計算した地域手当の支給総額（以下この項において「特別地域手当支給総額」という。）を上回る市町村（地域手当支給総額が特別地域手当支給総額以下となる市町村に準ずるものとして総務大臣が認める市町村を除く。）にあつては、第五条第一項第四号イ及び前項において準ずるものとされる第四号第一項第三号ホの規定による算定額は、これらの規定にかかわらず、地域手当支給総額から特別地域手当支給総額を控除して得た額（以下この項において「特別地域手当超過支給額」という。）に、第四条第一項第三号ホに準じて算定した額から特別地域手当超過支給額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）に〇・八を乗じて得た額を加えた額とする。

15 令和元年度において、当該年度の基準財政需要額（普通交付税に関する省令第四十八条の規定の適用を受ける場合にあつては、同条の規定を適用しないで算定した基準財政需要額。以下この項において同じ。）が基準財政収入額（同条の規定の適用を受ける場合にあつては、同条の規定を適用しないで算定した基準財政収入額。以下この項において同じ。）を超える各市町村に対して三月に交付すべき特別交付税の額は、第五条第一項の規定にかかわらず、同項第一号の額に同項第三号の額から同項第四号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）並びに同項第二号の額の合算額から、次の第一号の額から第二号の額を控除した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）を加えた額とする。

- 一 当該年度における地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号）第一条の規定による改正前の地方税法第三十七条の二第一号及び第三号及び第三十四号の七第一項第一号に掲げる寄附金の収入見込額の二分の一に相当する額並びに地方税法第三十七条の二第二項及び第三十四号の七第二項に規定する特例控除対象寄附金の収入見込額の二分の一に相当する額並びに基準財政収入額の合算額が基準財政需要額に一・二二を乗じて得た額又は基準財政需要額に二十八億六千四百万円を加えた額のいずれか大きい額を超える額として総務大臣が定める額
- 二 第三条第一項の規定によつて算定した額から附則第五条第二十一項の規定によつて算定した額を控除した額

（東日本大震災に係る道府県の三月分の算定方法の特例）

第十条 平成三十年度に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次

の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一 東日本大震災の被災地域の応援等に要する経費として総務大臣が調査した額（特定県以外の道府県にあつては当該額に〇・八を乗じて得た額）から附則第八条第一項第一号によつて算定した額を控除した額

二 東日本大震災の被災者の受入れ等の支援に要する経費として総務大臣が調査した額（特定県以外の道府県にあつては当該額に〇・八を乗じて得た額）から附則第八条第一項第二号によつて算定した額を控除した額

三 東日本大震災により被害を受けた文化財保護法第二条第一項に規定する文化財及び同法第百八十二条の規定に基づく条例により指定された文化財の災害復旧に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額から附則第八条第一項第三号によつて算定した額を控除した額

四 東日本大震災により被害を受けた水産業の振興対策に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額から附則第八条第一項第四号によつて算定した額を控除した額

五 特定県以外の道府県について、原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質により汚染された土壌等の除染に要する経費として総務大臣が調査した額から附則第八条第一項第五号によつて算定した額を控除した額

六 特定県以外の道府県について、原子力発電所の事故に伴い実施する風評被害対策等に要する経費として総務大臣が調査した額から附則第八条第一項第六号によつて算定した額を控除した額

七 原子力発電所の所在する道府県及びその周辺の道府県において緊急に実施する原子力災害に関する防災のための施策に要する経費として総務大臣が調査した額から附則第八条第一項第七号によつて算定した額を控除した額

八 東日本大震災からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法第二条に定める基本理念に基づき実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額から附則第八条第一項第八号によつて算定した額を控除した額

九 特定県及び特定市町村に東日本大震災に係る災害復旧等に従事させるため地方自治法第二百五十二条の十七の規定により特定県及び特定市町村以外の地方公共団体から派遣され、当該地方公共団体の職務に復帰した職員について、当該職員のメンタルヘルス対策に要する経費として総務大臣が調査した額から附則第八条第一項第九号によつて算定した額を控除した額

2 **令和元年度**に限り、第四条第一項第一号の表第一号、第五号、第十六号、**第三十八号**、**第三十九号**、**第四十六号**及び**第七十四号**の規定は、東日本大震災については、適用しない。

令和元年度に限り、第五号第一項第一号イの額は、同号イの規定によつて算定した額

に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一 東日本大震災の被災地域の応援等に要する経費として総務大臣が調査した額（特定県以外の道府県にあつては当該額に〇・八を乗じて得た額）から附則第八条第一項第一号によつて算定した額を控除した額

二 東日本大震災の被災者の受入れ等の支援に要する経費として総務大臣が調査した額（特定県以外の道府県にあつては当該額に〇・八を乗じて得た額）から附則第八条第一項第二号によつて算定した額を控除した額

三 東日本大震災により被害を受けた文化財保護法第二条第一項に規定する文化財及び同法第百八十二条の規定に基づく条例により指定された文化財の災害復旧に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額から附則第八条第一項第三号によつて算定した額を控除した額

四 東日本大震災により被害を受けた水産業の振興対策に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額から附則第八条第一項第四号によつて算定した額を控除した額

五 特定県以外の道府県について、原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質により汚染された土壌等の除染に要する経費として総務大臣が調査した額から附則第八条第一項第五号によつて算定した額を控除した額

六 特定県以外の道府県について、原子力発電所の事故に伴い実施する風評被害対策等に要する経費として総務大臣が調査した額から附則第八条第一項第六号によつて算定した額を控除した額

七 原子力発電所の所在する道府県及びその周辺の道府県において緊急に実施する原子力災害に関する防災のための施策に要する経費として総務大臣が調査した額から附則第八条第一項第七号によつて算定した額を控除した額

八 東日本大震災からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法第二条に定める基本理念に基づき実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額から附則第八条第一項第八号によつて算定した額を控除した額

九 特定県並びに特定市町村に東日本大震災に係る災害復旧等に従事させるため地方自治法第二百五十二条の十七の規定により特定県及び特定市町村以外の地方公共団体から派遣され、当該地方公共団体の職務に復帰した職員について、当該職員のメンタルヘルス対策に要する経費として総務大臣が調査した額から附則第八条第一項第九号によつて算定した額を控除した額

2 平成三十年度に限り、第四条第一項第一号の表第一号、第五号、第十六号、**第三十九号**、**第四十号**、**第四十七号**及び**第七十五号**の規定は、東日本大震災については、適用しない。

平成三十年度に限り、第五号第一項第一号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

- 一 東日本大震災の被災地域の応援等に要する経費として総務大臣が調査した額（特定市町村以外の市町村にあつては当該額に〇・八を乗じて得た額）から附則第九条第一項第一号によつて算定した額の合算額を控除した額
- 二 東日本大震災の被災者の受入れ等の支援に要する経費として総務大臣が調査した額（特定市町村以外の市町村にあつては当該額に〇・八を乗じて得た額）から附則第九条第一項第二号によつて算定した額を控除した額
- 三 東日本大震災により被害を受けた文化財保護法第二条第一項に規定する文化財及び同法第百八十二条の規定に基づく条例により指定された文化財の災害復旧に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額から附則第九条第一項第三号によつて算定した額を控除した額
- 四 東日本大震災により被害を受けた水産業の振興対策に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額から附則第九条第四号によつて算定した額を控除した額
- 五 特定市町村以外の市町村について、原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質により汚染された土壌等の除染に要する経費として総務大臣が調査した額から附則第九条第一項第五号によつて算定した額を控除した額
- 六 特定市町村以外の市町村について、原子力発電所の事故に伴い実施する風評被害対策等に要する経費として総務大臣が調査した額から附則第九条第六号によつて算定した額を控除した額
- 七 原子力発電所の所在する市町村及びその周辺の市町村において緊急に実施する原子力災害に関する防災のための施策に要する経費として総務大臣が調査した額から附則第九条第一項第七号によつて算定した額を控除した額
- 八 東日本大震災からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法第二条に定める基本理念に基づき実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額から附則第九条第一項第八号によつて算定した額を控除した額
- 九 前条第一項第九号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「附則第八条第一項第九号」とあるのは、「附則第九条第一項第九号」とする。

- 一 東日本大震災の被災地域の応援等に要する経費として総務大臣が調査した額（特定市町村以外の市町村にあつては当該額に〇・八を乗じて得た額）から附則第九条第一項第一号によつて算定した額の合算額を控除した額
- 二 東日本大震災の被災者の受入れ等の支援に要する経費として総務大臣が調査した額（特定市町村以外の市町村にあつては当該額に〇・八を乗じて得た額）から附則第九条第一項第二号によつて算定した額を控除した額
- 三 東日本大震災により被害を受けた文化財保護法第二条第一項に規定する文化財及び同法第百八十二条の規定に基づく条例により指定された文化財の災害復旧に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額から附則第九条第一項第三号によつて算定した額を控除した額
- 四 東日本大震災により被害を受けた水産業の振興対策に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額から附則第九条第四号によつて算定した額を控除した額
- 五 特定市町村以外の市町村について、原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質により汚染された土壌等の除染に要する経費として総務大臣が調査した額から附則第九条第一項第五号によつて算定した額を控除した額
- 六 特定市町村以外の市町村について、原子力発電所の事故に伴い実施する風評被害対策等に要する経費として総務大臣が調査した額から附則第九条第六号によつて算定した額を控除した額
- 七 原子力発電所の所在する市町村及びその周辺の市町村において緊急に実施する原子力災害に関する防災のための施策に要する経費として総務大臣が調査した額から附則第九条第一項第七号によつて算定した額を控除した額
- 八 東日本大震災からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法第二条に定める基本理念に基づき実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額から附則第九条第一項第八号によつて算定した額を控除した額
- 九 前条第一項第九号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「附則第八条第一項第九号」とあるのは、「附則第九条第一項第九号」とする。

〔削る〕

2 **令和元年度**に限り、第五条第一項第一号イの表第一号、第六号、第十一号及び第十三号、同項第一号ロの表第一号及び第五号並びに同項第二号の表第一号並びに附則第七條**第四項**第三号の規定は、東日本大震災については、適用しない。

第十四条

2 平成二十八年熊本地震に係る道府県の三月分の算定方法の特例
（平成二十八年熊本地震に係る道府県の三月分の算定方法の特例）
平成三十年度に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

- 一 平成二十八年熊本地震により被災した幼児、児童、生徒又は学生の就学支援等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額
- 二 平成二十八年熊本地震のため国の補助金を受けて実施する経営体育成支援事業に要する経

「削る」

費として総務大臣が調査した額のうち、農産物の生産に必要な施設の撤去に係るものにあつては〇・八を、農産物の生産又は加工に必要な施設等の再建等に係るものにあつては〇・七をそれぞれ乗じて得た額の合算額

(平成二十八年熊本地震に係る市町村の三月分の算定方法の特例)

第十五条

平成三十年度に限り、第五条第一項第一号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額(表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)の合算額を加えた額とする。

一 平成二十八年熊本地震により被災した幼児、児童、生徒又は学生の就学支援等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二 前条第一項第二号に規定する算定方法に準じて算定した額

三 国の補助を受けて実施する宅地耐震化推進事業(平成二十八年熊本地震による災害に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第五十号)第三条の規定に基づく措置が適用された市町村の区域内で行われるものであつて、平成二十八年熊本地震による地盤の滑動若しくは崩落又は擁壁の倒壊により被害を受けた造成宅地(宅地造成に関する工事が施行された宅地をいう。)を復旧するために施行する必要がある生じたものに限り。)に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。